

北アルプス広域連合議会平成29年8月定例会議事日程（第1号）

平成29年8月23日（水）

午前10時開議

大町市議会棟

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 広域連合長あいさつ

日程第4 議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決

議案第20号 平成28年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第21号 平成28年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第22号 平成28年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第23号 平成28年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第24号 平成28年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第25号 平成28年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第26号 平成29年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）

議案第27号 平成29年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）

議案第28号 平成29年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）

議案第29号 平成29年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第30号 平成29年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第31号 平成29年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）

北アルプス広域連合議会平成29年8月定例会議事日程（第2号）

平成29年8月24日（木）

午前10時開議

大町市議会棟

日程第1 常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決

議案第20号 平成28年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

総務常任委員長 北澤禎二郎

福祉常任委員長 横澤かつ子

議案第21号 平成28年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第24号 平成28年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

総務常任委員長 北澤禎二郎

議案第22号 平成28年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第23号 平成28年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第25号 平成28年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

福祉常任委員長 横澤かつ子

議案第26号 平成29年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）

議案第27号 平成29年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）

議案第30号 平成29年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第1号）

総務常任委員長 北澤禎二郎

議案第28号 平成29年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）

議案第29号 平成29年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第31号 平成29年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）

福祉常任委員長 横澤かつ子

出席議員名簿

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	勝野 富男	7	大厩 富義	13	梨子田 長生
2	高橋 正	8	那須 博天	14	北澤 禎二郎
3	佐藤 浩樹	9	和澤 忠志	15	津滝 俊幸
4	大和 幸久	10	薄井 孝彦	16	篠崎 久美子
5	松島 吉子	11	白澤 富貴子	17	北村 利幸
6	二條 孝夫	12	佐藤 節子	18	横澤 かつ子

正・副連合長、広域連合出席職員名簿

役 職	所 属	氏 名
広域連合長	大町市長	牛越 徹
副広域連合長	池田町長	甕 聖章
〃	松川村長	平林 明人
〃	白馬村長	下川 正剛
〃	小谷副村長	荻澤 隆
広域連合職員	会計管理者(大町市会計管理者)	村山 司
〃	事務局長	上野 法之
〃	消防長	細川 隆
〃	消防本部総務課長兼庶務係長	降旗 寛次
〃	消防本部通信指令室長	西沢 守
〃	消防本部総務課長補佐兼警防係長	郷津 純治
〃	消防本部総務課長補佐兼予防係長	勝野 一徳
〃	総務課長	新井 和男
〃	総務課長補佐	小川 浩幸
〃	総務課施設整備推進係長施設整備推進担当	鷺澤 久志
〃	総務課施設整備推進係長住民との協働担当	小平 由美子
〃	総務課土木振興係長	北澤 尚泰
〃	介護福祉課長	西山 孝
〃	介護福祉課長補佐兼庶務係長	大塚 裕明
〃	介護福祉課審査係長	北澤 晴美
〃	鹿島荘所長	丸山 純生
〃	虹の家事務長	田中 博充
〃	会計係長	栗林 幸夫
〃	議会事務局(記録)	西澤 崇
〃	〃	蒔苗 剛
〃	議会事務局	矢野 裕貴
〃	〃	望月 晶美

平成29年 8月23日

開会 午前10時00分

○議長（勝野富男君） おはようございます。ただいまから、北アルプス広域連合議会平成29年8月定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、18名全員であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

続いて、理事者等の欠席、遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（上野法之君） 報告いたします。副連合長の小谷村の松本村長が公務出張のため本日欠席しております。代わりに荻澤副村長が出席しております。そのほか、正副連合長、監査委員は全員出席しております。

以上でございます。

○議長（勝野富男君） それではこれより、本日の会議を開きます。

#### 日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（勝野富男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、連合議会の会議規則第109条の規定により、議長において、4番大和幸久議員、5番松島吉子議員を指名いたします。

#### 日程第2「会期の決定」

○議長（勝野富男君） 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本8月定例会の会期と議会運営につきましては、去る8月16日に議会運営委員会を開催し、ご審議を願っておりますので、議会運営委員長に報告を求めるといたします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長（那須博天君）登壇〕

○議会運営委員長（那須博天君） おはようございます。去る8月16日、議会運営委員会を開催し、本8月定例会の会期日程等について審議しておりますので、審議の概要についてご報告いたします。

本定例会の会期は、本日8月23日と明日24日の2日間であります。

本定例会に付議されております案件は、決算案件6件、予算案件6件の計12件でございます。

決算認定案件は、一括して提案理由の説明を行った後、監査委員から監査報告をいただき、質疑を行います。

各議案につきましては、委員会に付託し、審査を経て委員長報告、質疑、討論を行い、採決を行うことといたしました。

また、2日目の本会議終了後に、全員協議会の開催を予定しております。議会運営委員会では、これを了承しております。

審議の概要は以上であります。他の議員に補足がございましたらよろしくお願いいたします。  
以上報告いたします。

○議長（勝野富男君） ただいまの議会運営委員長報告に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

本定例会の会期等につきましては、議会運営委員長報告のとおり、本日8月23日から明日8月24日までの2日間とし、議会運営につきましても、報告どおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日と明日の2日間と決定をいたしました。

### 日程第3 広域連合長のあいさつ

○議長（勝野富男君） 次に、日程第3「広域連合長のあいさつ」を受けることといたします。

広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） おはようございます。本日、ここに広域連合議会8月定例会が開催されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。議員各位には何かとご多用の中にもかかわらず、ご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

先月、内閣府が発表しました月例経済報告によりますと、我が国の景気は、緩やかな回復基調が続いているとされ、先行きにつきましては、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある、としております。

先月から、「世界級リゾートへ、ようこそ。山の信州」をキャッチフレーズに始まりました信州デスティネーションキャンペーンでは、当圏域におきましても、山の日と連携した各種イベントや主要駅での振舞い等の歓迎行事が展開されておりますが、夏の観光シーズンにおける全国からの集中的な誘客により、力強い地域経済の回復を期待するところでございます。

一方、共同通信社が全国の地域シンクタンクや金融機関を対象に実施した景気動向のアンケート調査によりますと、景気が改善傾向を見せる中、特に地方においては人材確保に苦しみ状況が顕著になっているとの報道がありました。

総務省がまとめた都道府県別の移住に関する相談件数は、長野県が2年連続で第1位となりましたが、自然の豊かさや大都市圏からのアクセスの良さを活かして、北アルプスの麓で暮らす魅力を一体的に発信する、連携自立圏による移住交流の取組みなどを通じ、働き盛りの世代を含め定住人口の確保にいっそう努めてまいります。

以下、当面する主な事業の取組み状況について申し上げます。

はじめに、北アルプス連携自立圏事業について申し上げます。

圏域5市町村では、連携協約を締結して連携自立圏を形成し、昨年度から、福祉をはじめ、移住交流、若者交流・結婚支援など4つの分野で連携事業に取り組んでまいりました。

本年度におきましては、広域連合が主体となって圏域市町村との調整を図り、新たに広域観光や就労支援、健康づくり、公共施設の利用促進の4分野4事業を加え、8分野17事業に取り組むこととしております。

新たな事業としましては、広域観光では、信州まつもと空港を利用し九州方面からの旅行商品を新たに造成する旅行会社に対し、広告宣伝経費等の一部を助成することとし、6月下旬に福岡等の旅行代理店を訪問して、当地域の観光の魅力をPRするとともに、助成事業の周知を図る広報活動を展開いたしました。事業者からは助成内容についての問い合わせも寄せられており、新たな秋冬の旅行商品の造成促進により当圏域への誘客強化に努めてまいります。

就労支援につきましては、ハローワーク等と連携して5月に開催した新規学卒者等を対象とする企業説明会では、地元新聞に広告を掲載するなど周知を図り、来春卒業予定の高校生を含む学生71人と地元企業27社の参加の下、圏域内への就職に向けた学生等と企業の面談を実施いたしました。

また、医療・福祉分野の健康づくりにつきましては、9月に北部地域を対象としてがん検診の啓発をテーマに、11月には南部地域で糖尿病をテーマにそれぞれ講演会を開催し、健康づくりに対する意識の高揚と普及に努め、圏域住民の健康長寿の実現を図ることとしております。

公共施設の利用促進に関しましては、図書館の相互利用について、各市町村の図書館の利用規則の改正等、所要の準備が整いましたことから、10月から圏域内市町村の図書館の相互利用を開始し、利用者へのサービスの拡充と図書資料の有効活用に努めてまいります。

次に、北アルプス広域葬祭場について申し上げます。

北アルプス広域葬祭場は、平成25年度から指定管理者制度を導入し運営してまいりましたが、指定管理期間の最終年度にあたり、本年度、総合評価を行いました。経費面では、この5年間で指定管理料を25.6パーセント削減することができ、また、運営面では、指定管理者において、民間のノウハウを活かし、県内で受注している他の葬祭場と連携し職員研修を実施するとともに、緊急時における相互の支援ネットワークを築くなど、利用者サービスの維持・向上が図られております。また、地元雇用など地域への貢献度も高く、利用者アンケートからは高い満足度が窺えることから、概ね良好に運営されているものと評価したところでございます。年度後半には、次期指定管理者の選定を行う必要がありますことから、選定審査会の運営に要する経費を補正予算に計上しております。

次に、一般廃棄物処理施設整備の進捗状況について申し上げます。

北アルプスエコパークにつきましては、来年8月の本稼働まで残すところ1年となり、現在、焼却施設の建築工事とプラント工事を進めております。建築工事では、建物3階部分の地上15メートルまでの鉄骨工事を進めるとともに、プラント工事では、機械設備の設置に必要な躯体を構築する架構工事のほか、焼却炉などの機器を順次搬入し、設置作業を進めております。引き続き安全管理に細心の注意を払い、工事の進捗を図ってまいります。

大町市と白馬村に整備を予定しておりますリサイクル施設につきましては、6月に実施設計

業務を発注し、建設工事に向けた詳細設計を進めております。

このうち、白馬リサイクルセンターの建設工事につきましては、造成工事発注に向け、許認可申請の準備を進めておりましたところ、建設予定地が約90名の共有地であり、地権者全員から同意を得るため、相続関係を含め権利者を確定する必要があることが判明しましたことから、本年度予定しておりました造成工事及び建設工事につきましては、この事務が完結するまでの間、延期することといたしました。

なお、ごみ処理広域化が始まる来年8月以降、2村の住民の皆様にご不便をお掛けすることがないように、現在の白馬山麓清掃センターの施設を使用して可燃ごみや資源物などの受け入れを行う方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、明日開催されます全員協議会におきましてご説明申し上げることとしております。

次に、消防関係について申し上げます。

本年度の火災発生状況につきましては、7月末までに9件の火災が発生しており、そのうち6件が建物火災となっております。昨年同期と比較して、火災件数では3件、建物火災は5件、それぞれ減少しており、これらの減少の要因としましては、地域住民の火災予防意識の向上によるものと考えております。広域消防本部といたしましても、市町村消防団をはじめ関係機関とのいっそうの連携の下、火災予防に努め、住民の安全確保を図ってまいります。

救急出動につきましては、2,151件となり、昨年より171件の増となっております。高齢化が進むなか、救急車の出動要請が増加しておりますことから、救急車の適切な利用に向けた啓発や、救急車が到着するまでにできる応急救護措置の普及に努めてまいります。

次に、介護老人保健施設虹の家について申し上げます。

8月1日現在、施設入所者延べ5,886人、1日平均48.2人、通所利用者延べ1,550人、1日平均18.7人の方が利用されております。前年同期と比較して、入所は約600人、通所は約100人の増となっております。

本年2月から虹の家の経営改善について検討を重ねていただきまいりました介護老人保健施設運営検討会における検討結果を、7月12日に報告書としてご提出いただきました。この報告に基づく具体的な改善計画を策定するため、大町病院、虹の家、及び広域連合事務局で組織する「虹の家業務改善委員会」を設置し、本年度中に計画を策定してまいります。

なお、7月20日には冷温水機の交換工事が完了し、利用者の皆さんには、過ごしやすい快適な環境の下でご利用いただいているところでございます。

老健施設を取り巻く環境は大きく変わってきておりますが、地域の皆様に信頼される老健施設としての役割が果たせますよう努めてまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

まず、介護保険制度の改正に関しましては、今月より施行されました高額介護サービス費の支給区分限度額の見直しについて、6月から構成市町村と連携して制度改正の周知を図ってまいりました。今月発行の介護保険広報紙「井戸端かいご」にも記事を掲載いたしますほか、対象となる方への丁寧な説明に努めてまいります。

介護サービス基盤の整備につきましては、大町市に整備される特別養護老人ホームが、7月

に着工され、来年3月の竣工に向けて工事が進められております。

介護保険事業の運営につきましては、平成30年度を初年度とする7期介護保険事業計画の策定を進めるとともに、本年度新たに開始いたしました介護予防・日常生活支援総合事業につきまして、生活支援体制の整備等を進めているところでございます。

次に、平日夜間救急医療について申し上げます。

平日夜間小児科・内科急病センターの本年4月から先月末までの4か月間の利用状況は、診療日数99日、受診者延べ168人で、前年同期と比較して2人、1.2パーセントの増となっており、また、受診者のうち小児患者は91人で、全体の54.2パーセントを占めております。

急病センターの運営につきましては、昨年度2回、運営協議会を開催して利用の促進等についてご協議いただき、利用者の増加に向け、いっそう周知を図るようご提言いただきました。これを受け、本年度、急病センターの位置情報をカーナビへ搭載するよう申請するとともに、カードサイズの配布用チラシの製作を進めております。

なお、急病センターを開設しておりますフレンド・プラザ内のトイレの便座が現在、暖房化されておらず、利用者に不便を来しておりますことから、これを改善するため、施設を所有する大町市と協議のうえ、市が行う予定の改修工事に併せ実施することとし、負担金を補正予算に計上いたしました。

次に、養護老人ホーム鹿島荘関係について申し上げます。

鹿島荘の措置入所者につきましては、昨年の後半から死亡等に伴う退所が続き、4月には46人まで減少しましたが、市町村担当部署との調整により、今日1日には定員の50人を確保しております。入所者の高齢化や身体状況から今後も退所が予想されますことから、引き続き市町村との連携強化に努めてまいります。

ひだまりの家では、入所定員の9人が入所しておりますが、本年3月に大町市内に同様の施設が開所しましたことから、待機者の状況等の把握に努め、退所時における入所者の確保を図ってまいります。

鹿島荘及びひだまりの家は、ともに入所者の高齢化がいっそう進んでおりますことから、衛生管理と安全管理に十分注意を払い、利用者の皆さんが明るい家庭的な環境の下、日常生活を営むことができますよう努めますとともに、入所者の確保に取り組んでまいります。

以上、主な事業の取組み状況について申し上げます。今後も引き続き、圏域の発展と住民福祉の増進に取り組んでまいりますので、議員各位並びに住民の皆様のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

本定例会にご提案申し上げます案件は、決算案件6件、予算案件6件の合計12件でございます。それぞれの議案につきましては、上程の際に説明申し上げますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

ありがとうございました。

#### 日程第4「議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決」

○議長（勝野富男君） 次に、日程第4「議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決」

を行います。

はじめに、議案第20号から議案第25号までの6議案は、いずれも平成28年度の各会計の歳入歳出決算の認定を求める議案であります。

この取り扱いについてお諮りをいたします。

議案第24号から議案第29号までの6議案を一括して議題とし、順次説明を受けた後、各議案についてそれぞれ質疑を行い、各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、そのように取り扱ってまいります。

それでは、議案第20号から議案第25号までの6議案について、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長(上野法之君)登壇]

○事務局長(上野法之君) ただいま議題となりました、議案第20号から議案第25号までの6会計の歳入歳出決算につきまして、順次ご説明申し上げます。

予算執行に伴う行政実績及びその成果につきましては、お手元に配付しております、主要な施策の成果説明書に記載しておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

それでは順次、ご説明申し上げます。

議案第20号 平成28年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算について、ご説明を申し上げます。

3ページ、歳入の最下段、決算額は、16億9,469万3,771円、前年度比18.4パーセントの増でございます。5ページ、歳出の決算額は、16億6,540万3,389円、前年度比23.4パーセントの増となっております。

6ページの歳入歳出差引残額は、2,929万382円となり、翌年度への繰越しとなります。

8ページの歳入から、主な内容についてご説明を申し上げます。

款1、分担金及び負担金14億1,991万3千円は、前年度比5.9パーセントの増となっております。

項1、目1市町村負担金13億9,900万3千円は、広域経常費、情報化推進費、福祉施設等建設事業費、ごみ処理広域化推進費、常備消防費などに伴う負担金でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款3、項1国庫補助金は、目1として当年度の循環型社会形成推進交付金406万4千円、目2として繰越明許費循環型社会形成推進交付金4,233万5千円で、エコパーク建設に対する補助金でございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

款6、項2、目1ふるさと市町村圏事業特別会計繰入金8,760万円は、大北福祉会館耐震・大規模改修事業に充当したものでございます。

款7繰越金では、前年度繰越金と、27年度からの繰越明許費繰越金は一般廃棄物処理施設

建設事業に伴うものでございます。

款 8、項 1、目 1 雑入では、節 2 消防費雑入 1,041 万 797 円のうち主なものは、長野県消防防災航空センター派遣職員 1 名分の人件費でございます。

款 9、項 1、連合債では、目 1 総務債、3,190 万円は、大北福祉会館耐震・大規模改修事業の起債であり、目 2、消防債 580 万円は、長野県防災行政無線更新事業の起債で、ともに緊急防災・減災事業債を充てており、元利償還金に対して交付税措置がございました。

飛びまして、16 ページをご覧ください。

歳出でございます。

款 1 議会費は、議会定例会 4 回の開催に伴う経費でございます。

款 2 総務費では、項 1、目 1 一般管理費 6,238 万 8,393 円は、主には職員 7 人の人件費と事務経費でございます。

18 ページをご覧ください。

目 2 財産管理費は大北福祉会館の維持管理に係わる経費であり、主なものは、節 1 3 委託料、大北福祉会館耐震・大規模改修工事施工監理業務委託料ほかで 380 万 3,544 円、節 1 5 工事請負費は同工事で 1 億 4,085 万 3,600 円でございます。

目 3 情報化推進費 7,616 万 8,178 円は、市町村及び広域連合が共同利用する基幹系システムほか 5 つのシステムに係る経費であり、節 1 4 使用料及び賃借料ではシステムリース料が主なものでございます。

20 ページをご覧ください。

目 4 観光振興費 532 万 6,152 円は、プレDC 観光 PR 事業として、特急スーパーあずさ号等にポスターを掲出した広告料等でございます。

目 5 企画費は補正減とし、目 2 1 繰越明許費企画費において連携自立圏地域活性化調査研究事業として、地域おこし講演会を開催しております。

款 3、項 1、目 1 福祉施設等建設事業費は、節 1 9 負担金補助及び交付金では、認知症高齢者グループホーム「ほっとハウスときわの家」整備に対する建設補助であり、節 2 8 繰出金は、特別養護老人ホーム高瀬荘改築事業、ライフ、白嶺増床事業への補助に伴い、23 年度から 24 年度にふるさと市町村圏基金からの借入れに対する償還金で、ふるさと市町村圏事業特別会計へ繰り出したものでございます。

22 ページをご覧ください。

目 3 障害支援区分認定審査会費では、審査会 12 回、138 件の判定を行っております。

目 4 高齢者福祉費 904 万 8,600 円は、節 2 8 繰出金で、低所得者に対する保険料軽減の負担分で介護保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

款 4 衛生費は 3 億 5,112 万 2,547 円で、前年度比 291.8 パーセントの増となっております。

項 1、目 1 葬祭場費では、指定管理による運営の 4 年目であり、28 年度では人体 581 体、動物 322 体の火葬業務に係る経費と、節 1 5 工事請負費では動物炉の煉瓦全面積替えほかを行ったものでございます。

目 2 ごみ処理広域化推進費 1 億 9,425 万 9,436 円の主なものは、節 1 から節 4 では、

嘱託専門員1名と職員2名分の人件費。

節13委託料では、一般廃棄物処理施設建設に係る施工監理業務のほか、調査等業務として、環境測定計画策定業務、リサイクル施設の基本設計業務であります。

節14使用料及び賃借料では、建設用地及び仮設駐車場用地の賃貸借料でございます。

節15工事請負費は、北アルプスエコパークの建設工事に係る費用でございます。

24ページをご覧ください。

節19負担金補助及び交付金では、長野県からの自治法派遣による職員分の負担金及び北アルプスエコパークの水道管布設負担金で、節22補償補填及び賠償金では、建設用地として賃貸借した土地の立木補償でございます。

目21繰越明許費ごみ処理広域化推進費1億円につきましては、節15工事請負費として、昨年度から実施しております、北アルプスエコパーク建設工事費用でございます。

項2、目1保健衛生費は、節13委託料では、在宅当番医制事業を大北医師会へ、在宅歯科当番医制事業を大北歯科医師会へ委託し実施したものであり、節19負担金補助及び交付金は、病院群輪番制病院運営事業補助金であり、2次救急として重症救急患者の医療を確保するために、輪番制で行っていただいております、大町総合病院とあづみ病院へ運営費の一部を補助しているものでございます。

款5、項1、目1常備消防費は、8億5,952万2,473円、前年度比0.8パーセントの減となっております。

節2から節4は職員93名分の人件費に関わるものでございます。

節11需用費では、職員被服貸与品、救助救急関係消耗品、車両関係等の消耗品及び燃料費でございます。

26ページをご覧ください。

節13委託料では、消防救急活動に不可欠な通信設備である、デジタル無線設備や指令センター設備の保守点検業務委託のほか、本部庁舎外壁改修工事に係る業務委託など、節15工事請負費では、消防本部庁舎外壁改修工事であり、節18備品購入費では、大町署の査察広報車を更新したものでございます。

節19負担金補助及び交付金では、長野県防災行政無線設備更新工事に伴う経費負担、救急救命士研修所受講負担金、県消防学校への入校負担金が主なものでございます。

款6土木事業費は5,074万1,614円で、前年度比47.9パーセントの増となっております。

節1から節7は、職員2名、臨時職員3名分の人件費。節26積立金は、事業費の確定に伴い、土木事業基金に積み立てるものでございます。

款7公債費8,282万1,557円は、消防施設整備事業のほか広域連合債の元金と利子の償還金7件分であります。なお、起債の明細は、36、37ページに記載しております。

以上、款項目別に主な内容をご説明申し上げます。

31ページの実質収支に関する調書の繰越明許費繰越額は、南部消防署浄化槽改修事業費で、年度内の完了が困難なことから29年度へ事業を繰り越したものでございます。

32、33ページには財産に関する調書、34、35ページは事業ごとの財源内訳、36、

37ページには連合債の内訳、また38ページには事業費ごとの市町村負担金の集計表を記載したものでございます。ご覧いただきたいと思っております。

以上で、一般会計の説明を終わります。

続いて、議案第21号 平成28年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明を申し上げます。

決算書は40ページからでございます。主要な施策の成果は19ページからでございます。

41ページ、歳入の最下段、決算額は1億2,309万2,705円、前年度比239.2パーセントの増。43ページ、歳出の決算額は1億1,971万727円、前年度比272.8パーセントの増となっております。その結果、44ページでございますが、歳入歳出差引残額は338万1,978円となり、翌年度へ繰越しとなります。

46ページ、47ページをご覧ください。

款1、財産収入191万2,175円は、ふるさと市町村圏基金5億4,640万円の定期預金などの利子収入であります。

款2、項1他会計繰入金2,924万6千円は、平成23年度、24年度に特別養護老人ホームライフ、高瀬荘、白嶺の建設の補助や、鹿島荘改築事業に係る町村へ基金から貸し付けた額の償還金でございます。

項2基金繰入金8,760万円は、大北福祉会館耐震・大規模改修事業分としてふるさと市町村圏基金を取り崩し繰り入れたものでございます。

款3繰越金417万7,030円は、前年度からの繰越金でございます。

48、49ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1活動事業費9,063万4,127円は、ふるさと市町村圏基金利息を財源とした地域振興事業を推進するための事業費であり、節11需用費は、広域広報誌「北アルプス遊・交・学」年4回の発行に係る印刷製本費が主なものです。節19負担金補助及び交付金は、各市町村の文化イベントなどの地域振興事業へ補助を行ったもの、節28繰出金は、大北福祉会館耐震・大規模改修事業の財源として一般会計に繰り出したものでございます。

目2積立基金費2,907万6,600円は、鹿島荘改築事業などに貸付けた償還金の元金を基金に積み戻したものでございます。

51ページは実質収支に関する調書、52ページは財産に関する調書となっております。

以上で、ふるさと市町村圏事業特別会計の説明を終わります。

続いて、議案第22号平成28年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計の歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

決算書は54ページから、主要な施策の成果は23ページからでございます。

55ページ歳入の最下段、決算額は、2億6,586万8,921円、前年度比5パーセントの減。57ページ、歳出の決算額は2億5,828万9,746円、前年度比2.7パーセントの減となっております。

その結果、58ページの歳入歳出差引残額は757万9,175円となり、翌年度への繰越しとなります。

60、61ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1入所療養介護費収入1億3,516万7,167円は、前年度比0.2パーセントの減で、延べ利用者数15,801人でございます。

項2居宅介護費収入4,309万8,202円は前年度比9.3パーセントの減、目1短期入所療養介護費収入は、1,215万7,847円で延べ利用者は1,345人でございます。

契約入所と短期入所の合計利用者は17,146人、利用率は93.9パーセントとなっております。

目2通所リハビリテーション費収入3,094万355円は、前年度比2.5パーセントの減で、延べ通所者4,331人、通所利用率は88.0パーセントとなっております。

項3目1施設利用料収入4,834万2,794円は、前年度比1.7パーセントの増、入所者、短期入所者、通所者の施設利用料でございます。

収入未済額9万6,689円は、本年1月及び3月分の利用者1名で、それぞれ請求を行っておりましたが、会計年度内に納入されず、本年6月6日に納入済となっております。

項4特定入所者介護サービス等費収入796万6,780円は、低所得利用者に対する負担を軽減するための居住費や食費の補足給付費でございます。

63ページをお願いします。

款2繰越金1,454万726円は、前年度繰越金でございます。

款4財産収入76万970円は、虹の家事業基金利子であり、款5寄付金3万7,195円は1法人からの寄付金、款6繰入金1,511万8,429円は虹の家事業基金繰入金でございます。

64、65ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1介護老人保健施設事業費2億5,828万9,746円は、前年度比2.7パーセントの減となっております。

節1から節7は職員13名と看護師、介護補助員など15名分の賃金など人件費でございます。節11需用費では、施設の光熱水費、燃料費、利用者の食事賄材料費。節12役務費では、クリーニング手数料、節13委託料では、市立大町病院への施設運営委託料で医師、看護師、理学療法士など10名分の人件費及び給食委託が主なもので、節18備品購入費では、機能訓練用器具の購入が主なものでございます。

69ページは、実質収支に関する調書、70、71ページは財産に関する調書、72ページには歳入の財源内訳を記載しております。

以上で、介護老人保健施設事業特別会計の説明を終わります。

続いて、議案第23号 平成28年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

決算書は74ページから、主要な施策の成果は27ページからでございます。

75ページ歳入の最下段、決算額は65億3,554万9,773円、前年度比1.7パーセントの増、不納欠損額は216万2,583円、収入未済額は6,255万6,867円となっております。

77ページ歳出の最下段、決算額は65億1,041万4,688円、前年度比1.6パーセントの増となっております。

その結果、78ページの歳入歳出差引残額2,513万5,085円は、翌年度への繰越となります。

80ページ、81ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1第1号被保険者保険料の収入済額は、13億4,060万5,595円であり、保険料の不納欠損額216万2,583円は被保険者の死亡等によるもので、構成市町村の調査により24人分を処理いたしました。

款2、項1、目1市町村負担金は、保険給付費の法定分と総務費などの運営費でございます。

款4 国庫支出金15億4,401万7,809円のうち、項1、目1介護給付費負担金11億176万2,409円は、保険給付費の法定負担分でございます。

項2、目1調整交付金3億7,083万5千円は、地域間格差調整のためのもので、保険給付費に対して、全国平均は5パーセントですが、当広域連合は後期高齢者の割合が高いことなどから、約6.11パーセントとなっております。

82ページ、83ページをご覧ください。

目4 国庫補助金308万6千円は、社会保障税番号システム整備の国庫補助金でございます。

款5支払基金交付金17億183万280円は、40歳から64歳までの第2号被保険者の医療保険からの保険料負担分でございます。

款6県支出金では、項1、目1介護給付費負担金8億8,561万979円は、保険給付費の法定負担分で、項2、目1介護保険事業費補助金140万5千円は、社会福祉法人等が行う利用者負担軽減に対する補助であり、対象者は77人ございました。

84ページ、85ページをご覧ください。

款8、項1、目1低所得者保険料軽減繰入金904万8,600円は、低所得者の保険料負担軽減のための一般会計からの繰入金です。

86ページ、87ページをご覧ください。

款10、項1、目1第三者納付金358万3,233円は、交通事故に係る第三者行為の損害賠償金6件分であります。

88ページ、89ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1一般管理費1億5,899万8,417円は、職員6名分の人件費のほか、節13委託料は介護保険ソフト保守業務、社会保障・税番号制度システム整備事業等が主な内容でございます。

項2、徴収費470万2,253円は、保険料徴収のための郵送料などでございます。

項3介護認定審査会費、5,207万3,120円は、節1報酬が主なものであり、保健・医療・福祉の有識者30名が5名ずつ、6グループによる認定審査会を年間108回開催し、4,015件の審査判定を行ったものでございます。

90ページ、91ページをご覧ください。

目2認定調査等費3,649万1,822円は、節7、要介護認定調査を行う臨時職員の賃金8名分と、節12役務費、主治医意見書作成手数料が主なものでございます。

項4、目1趣旨普及費306万6,432円は、節1報酬は、利用者と事業所との橋渡し役

である介護サービス相談員12名の報酬であり、節11需用費、印刷製本費では、年3回発行しております、介護保険広報紙「井戸端かいご」の印刷代等となっております。

項5、目1計画策定委員会費28万8,596円は、節1、第6期介護保険事業計画作成委員会の委員報酬が主なものでございます。

項6保健福祉事業費1,425万7,648円は、社会福祉法人等による低所得利用者に対する利用者負担軽減等が主なものでございます。

92ページ、93ページをご覧ください。

款2保険給付費は、総額60億635万8,656円となりました。

項1、介護サービス等諸費53億2,037万3,021円は、要介護1から要介護5の方が利用された居宅及び施設介護サービスに対する給付費で2.6パーセントの伸びでございます。

94ページ、95ページをご覧ください。

項2介護予防サービス等諸費3億433万2,676円は、要支援1、2の方が利用された介護予防サービス給付費で、前年比5.5パーセントの減となっております。

96ページ、97ページをご覧ください。

項4高額介護サービス等費1億187万5,561円は、利用者負担が一定額を超えた場合の給付であり、項5高額医療合算介護サービス等費1,447万2,616円は、介護保険と医療保険の利用者負担が高額介護サービス費等を控除してもなお、一定額を超えた場合の給付でございます。

98、99ページをご覧ください。

項6特定入所者介護サービス等費2億5,904万6,140円は、食費及び居住費について、低所得利用者に対する負担軽減のための補足給付でございます。

款3、項1、目1給付費準備基金積立金1億1,036万6,004円の主なものは、現年度保険料1億393万円余、過年度県費負担金、434万円余、運用利息160万円余等を積み立てたもので、前年度と比較して積立額が増加した主な理由は、国庫負担金、県費負担金、支払基金交付金が超過交付されたことに伴うものでございます。

款4地域支援事業費1億9,819万4千円は、要介護状態へ移行しないために行う介護予防、総合相談及び認知症対策、権利擁護等の事業を主に構成市町村に委託して実施したものであります。

103ページには実質収支に関する調書、104ページには財産に関する調書、下欄の2基金につきましては、28年度出納整理期間末現在高は、4億8,226万4千円となっております。

105ページでは特別会計の財源内訳を表しております。

介護保険事業特別会計は、以上でございます。

続いて、議案第24号平成28年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明を申し上げます。

決算書では107ページから、主要な施策の成果は36ページからでございます。

決算書109ページ、最下段、歳入の決算額は、2,011万2,182円、前年度比

11. 6パーセントの増となっております。

111ページ、最下段、歳出の決算額は、1,710万8,247円、前年度比9.8パーセントの増となっております。

その結果、112ページの歳入歳出差引残額300万3,935円は、翌年度への繰越となります。

114ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1衛生使用料467万145円は、診療日数290日、患者数598人の診療使用料で、前年度比17.9パーセントの増、平均患者数は1日あたり2.1人でございます。

款2分担金及び負担金1,160万1千円は、運営のための負担金でございます。

款5県支出金133万1千円は、小児初期救急医療体制整備事業補助金でございます。

116ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1診療管理費のうち主なものは、節1報酬では、実働48人の医師の報酬、節7賃金は、看護師及び医療事務の臨時職員8人分の賃金、節9旅費は、医師の費用弁償、節11需用費は、医薬材料費等でございます。

119ページは実質収支に関する調書、120ページは財産に関する調書と財源内訳でございます。

以上で、平日夜間救急医療事業特別会計の説明を終わります。

続いて、議案第25号平成28年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計の歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

決算書では、121ページから、主要な施策の成果は、39ページからでございます。

123ページ最下段、歳入の決算額は2億6,278万9,993円、125ページ最下段、歳出の決算額は2億4,842万5,761円。その結果、126ページでございますが、歳入歳出差引残額は1,436万4,232円となり、翌年度への繰越しとなります。

128、129ページの歳入をご覧ください。

款1分担金及び負担金1億8,006万3,708円は、市町村から鹿島荘の運営費、改築事業に係わる連合債並びにふるさと基金借入金の償還に係るものと鹿島荘の事業収入となる生活短期宿泊事業、老人保護措置費に係る負担金で、生活短期宿泊事業の延べ利用者は1,674人でございます。

款2、項1、目1ひだまりの家収入2,539万9,557円は、ひだまりの家利用者9人分の介護保険対象経費の9割分。目2ひだまりの家施設利用収入1,077万4,108円は、介護保険対象経費の1割の利用者負担のほか入所者の施設使用料、光熱水費と燃料代、食材料費でございます。

款3、項1、目1県補助金2,808万9千円は、太陽光発電設備設置事業の工事請負費及び管理委託に係る補助金でございます。

款5、項1、目1鹿島荘繰越金1,320万48円は、鹿島荘分の27年度からの繰越金で、目2ひだまりの家繰越金434万2,567円は、ひだまりの家分の繰越金でございます。

132、133ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1管理費1億5,687万3,111円は、主には職員9人分の人件費と支援員及び給食調理員10人分の賃金、節13委託料は清掃業務、給食調理補助業務、太陽光発電設備設置事業の管理委託、節15工事請負費は太陽光発電設備設置工事費、節28繰出金は、鹿島荘改築事業に伴い借り入れたふるさと市町村圏基金償還金をふるさと市町村圏事業特別会計へ繰り出したものでございます。

目2生活費3,230万2千円は、措置入所者50人と生活短期宿泊事業入所者の日常生活に係る経費でございます。

主なものは、節11需用費は、介護が必要な入所者が増加してきておりオムツ等の消耗品費、燃料費の灯油代、134、135ページになりますが、光熱水費や賄材料費でございます。

節12役務費の手数料では、入所者の健康診断、シーツなどの洗濯手数料、節14使用料及び賃借料は、通信カラオケ使用料で、通信カラオケの転倒防止体操、口腔機能向上体操のシステムを活用し、入所者の能力維持・向上を図っているものであります。

節20扶助費は、入院患者の日用品のほか介護保険サービス利用に係る費用などでございます。

項2、目1ひだまりの家管理費3,576万3,873円は、人件費では、職員2人の人件費と介護員9人の賃金でございます。

そのほか、入所者9人分の日常生活費、施設の維持管理経費で、主なものは節11需用費の燃料費、光熱水費、賄材料費でございます。

節25積立金は、ひだまりの家事業基金に積み立てるものでございます。

136、137ページの款2、項1鹿島荘公債費2,210万7,705円は鹿島荘改築事業分、項2ひだまりの家公債費137万9,072円はひだまりの家建設工事分でございます。

139ページは実質収支に関する調書、140ページには財産に関する調書、142ページは連合債一覧表でございます。

以上、主なものにつきましてご説明を申し上げます。

ご審議のうえご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 続いて、監査委員に監査報告を求めます。

山田監査委員。

〔監査委員（山田賢一君）登壇〕

○監査委員（山田賢一君） それでは、決算審査報告を申し上げます。

平成28年度の決算審査は、議会選出の二條監査委員と私、山田の両名で行いましたので、代表して審査報告を申し上げます。

去る7月12日、広域連合長から審査に付されました地方自治法第233条第2項の規定による、平成28年度北アルプス広域連合一般会計及び特別会計の歳入歳出決算及び付属書類、同法第241条第5項の規定による基金の運用状況を示す書類について審査を行いました。

審査の概要について報告いたします。

決算審査は7月13日と14日の両日にわたり、広域連合事務局があります、大北福祉会館において実施いたしました。

審査の方法ですが、平成28年度北アルプス広域連合一般会計、特別会計歳入歳出決算書、

同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、また基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、また予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合などにより、審査を行いました。

審査の結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び付属書類、基金の運用状況を示す書類は、いずれも正確であると認められ、また予算、事務事業の執行についても、おおむね適正であったと認められました。

ここで若干の説明、意見を加えさせていただきます。

広域連合の各会計の財源については、市町村負担金はその根幹を成しており、このうち一般会計では歳入の約90パーセント、13億9,900万円余が市町村からの負担金であります。

構成各市町村では北アルプス連携自立圏を形成し、共通の課題を解決するため、相互に協力してこれまで以上に柔軟に連携し事務事業を推進しております。

構成各市町村にあつては、限られた財源の中で地域の特色を活かした街づくりため、創意工夫により財政運営がされおり、広域連合職員も市町村財政の負担に配慮し、できる限り綿密な予算編成とし、効果的な予算執行にあたられるようお願いする。

ふるさと市町村圏事業特別会計では、基金運用益を主な財源とし、構成各市町村が行う祭り、イベントへの補助が主な事業となっておりますが、低金利による基金運用益が減少していることから、限られた財源の有効的な活用について、構成市町村の理解が得られるようお願いする。

養護老人ホーム「鹿島荘」、グループホーム「ひだまりの家」については、施設運営にかかる予算、決算を平成26年度より一般会計から特別会計へ移行し、3年目となっている。

28年度は県の補助金を活用し太陽光発電設備を設置しており、指定避難所として施設の機能強化が図られ、施設の経費削減にも期待している。また、入所者の高齢化が進んでいることから、引き続き入所者の安心・安全を配慮した生活支援と、利用者サービスの向上に努められたい。

次に北アルプス広域葬祭場の管理についてですが、平成25年度から指定管理者制度を導入し、4年目となりますが初年度から黒字決算が続いており、今年度も51万円余の黒字経営となっている。引き続き指定管理者との連携による適正な施設管理をお願いする。

次に一般廃棄物処理施設整備事業につきましては、本格的な施設の建設工事が着手され、地元自治会及び周辺自治会に配慮した安全な工事の実施に努めており、今後も工事スケジュールに沿った着実な事業の推進をお願いする。

次に消防関係では、今後の車両更新や庁舎等の維持管理について、市町村財政に配慮した長期的な計画に基づき、できる限り有利な財源の確保による実施をお願いしたい。

次に介護老人保健施設「虹の家」については、28年度も引き続き赤字経営の状況が続いている。そうした中で28年度は虹の家施設運営検討委員会を立ち上げ検討が重ねられ検討結果がまとめられた。また経営改善の一環として通所リハビリテーションの利用時間を変更するなど、経営改善に向けた努力も伺える。今後は、運営検討員会の結果を踏まえ、経営を圧迫する大町病院への管理運営委託の見直しも含め、赤字経営の改善に向けた検討、協議を更に進められたい。

今後も市立大町総合病院との連携のもと施設の健全な運営と利用者の利便性向上と利用者増加のために努力をお願いします。

次に平日夜間救急医療事業特別会計では、平成28年度の患者数は、598人で、前年度と比較して91人の増加となった。今後も大北医師会と連携し、引き続き有効な利用者の増加につながる広報に努めるとともに、事業の健全な運営を期待したい。

最後になりますが、介護保険事業につきましては、保険料全体の収納率は95.6パーセントで、未収額は6,255万円余である。また不能欠損額は216万円余となっている。保険料の徴収、滞納整理にあたっては、真面目に納付している方との公平性を確保するため、効率的な滞納整理の方策について市町村担当者との更なる連携を深めるよう要望する。

保険給付費につきましては、要介護認定者数は前年度と比較して0.9パーセントの微増傾向にあるものの、介護度の重度化がしていることから、介護給付費は前年度と比較して1億1,300万円余の増加となっている。

今後も高齢化が進む当圏域においては、今後も要介護認定者の重度化に伴う保険給付費の増加が見込まれることから、地域包括ケア体制の構築と第7期介護保険計画における施設整備と介護保険制度の適正な運用に努めるよう要望する。

その他詳細につきましては、意見書をご覧くださいますようお願いし、以上で決算審査報告を終わらせていただきます。

○議長（勝野富男君） 日程第4の途中ですが、ここで11時25分まで休憩といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長（勝野富男君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたしたいと思います。

再開する前に、先ほど私の発言の中で、「議案第20号から議案第25号までの6議案を一括して議題として順次説明を受けた後各議案についてそれぞれ質疑を行い、各常任委員会に付託」、この発言の中で、20号から25号と言うべきところを、24号から議案第29号までという間違った発言をいたしました。議案第20号から議案第25号までということで、混乱をいたしましたことにつきまして改めて訂正をし、お詫びを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き日程第4の審議を継続いたします。これより質疑に入ります。

まず、議案第20号「平成28年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） 担当の委員会の案件でありますけれども、広域連合長の見解を伺いたないので、一般管理費の関係だけ、2点ほど質問したいと思います。

これは昨年12月議会でも取り上げたわけですが、いわゆる連合長が直接管理監督の対象となる幹部職員のですね、教育とか、研修等、こういった点を提案したわけですが、昨年

以降こういった点に取り組まれた経過がありましたら説明をいただきたいと思います。

もう一点目は、プロパー職員の養成、これにつきましても、昨年の中で取り上げました。この辺は直ちにはできないという回答もいただいているわけですが、この間でこの取組みについて何か検討されたこと等、成果等ありましたら説明いただきたいと思います。

○議長（勝野富男君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 2点について質疑をいただきました。

まず、最初の幹部職員の研修等につきましては、これも一気に大きな改革はできるわけではありませんが、いわゆる広域連携として5市町村が取り組んでいるさまざまな中に、職員の研修などについては5市町村が共同して行う仕組みができ、そして一部について実践が始まっております。その中にも広域連合の職員が入るといふ、日程調整がつく場合にはそれぞれの研修会にも参加するというところで、実数は私承知しておりませんが、そのような仕組みが始まりました。その中で養成の機会を増やしていくというふうに考えているところでございます。

また、二点目のプロパー職員の養成につきましては、まず、できるだけプロパー職員が責任をもって仕事を担う、そうした領域を広げるといふ意味で、欠員が生じた場合あるいは新たに職員をプロパーとして広域連合において採用する、そうした方途について検討してきております。現に平成29年度の採用試験においても職員採用の中に織り込んでおります。また、市などから派遣している職員についても、特にプロパー職員の活動の領域を広げるように、あるいはいわゆる資質というものを、職務を遂行する力を伸ばしていくという点について特に配慮するように、幹部職員には申し伝えてございます。以上でございます。

○議長（勝野富男君） よろしいですか。ほかにございますか。

それでは、この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

続いて、議案第21号「平成28年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（勝野富男君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

続いて、議案第22号「平成28年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） 虹の家の事業について質問したいと思います。

28年度から29年度にかけて退職者が続出する異常事態が起きております。平成28年度から何人もの職員が退職していると聞いております。本年度においても5名の退職者があり、

8月31日付で出されている退職届が3名分提出されていると聞いております。この結果、虹の家の事業運営が維持できるかどうか、ぎりぎりの事態に至っているのではないかと危惧しているわけですが、広域連合長はどのような認識をお持ちか説明いただきたいと思います。

そして、この主な要因というのが、直接的、または間接的にも、28年度の6月から任用されている事務長による職権濫用などによる暴走とも言える業務執行によって引き起こされているのではないかと見ているわけですが、この点について連合長はどのような見解を持ち、どのような対応をしてきたのか説明いただきたいと思います。

以下、主要な点、7点について伺いたいと思います。

はじめに、違法行為ではないかと受け止められる点についてであります。職員に対して、始末書、顛末書の提出を強要しております。これは、事前の注意など何もない中で、いきなり事務長による始末書及び顛末書の提出命令が出されております。この対象者は何人で、処分の理由は何か、この処分の手続き等で問題がなかったのかどうか説明をいただきたいと思います。

続いて、労働基準法違反の関係について伺います。虹の家の臨時職員に関する取扱い第4条任用手続では、臨時職員の任用を決定したときは様式第2号による通知書を交付し勤務条件等を明示することが定められておりますが、この通知書を交付されていないまま勤務している臨時職員がおります。この人数が何名になるのか、また、これは労働基準法に抵触する違法行為ではないかと思うのですが、どのような対処をしてきているのか説明いただきたいと思います。

続いて、パワーハラスメントではないかと思われる2件の事例を取り上げてみます。昨年9月28日、職員会議での事務長の発言記録では、「私に対して不本意なことを言われている。白嶺の立ち上げにかかわってきた自負がある。素人にかき回されているとど素人に言われていることが、はらわたが煮えくり返る思いです。」。続いて、11月1日の職員会議での事務長の発言記録では、「カンファレンスのときはお茶を飲まないように。そのようなときに事務長の悪口に発展するのではないか。私の悪口を言っている人が判明した。業務に支障を来しているので、そういう人は退職させる。デイ職場で2人。」というような、こうした発言が、職員会議という多くの職員がいる前で行われています。これは、上司によるパワーハラスメントに抵触する恐れが極めて高いと思いますが、広域連合長はどのようにとらえているのか説明をいただきたいと思います。

続きまして、人事権の濫用の問題です。昨年10月の職員会議の事務長の発言記録によれば、「11月1日から看護師長にスーパーバイザーとしてやってもらう。ケアマネの業務は引き継ぐように。」と指示し、権限のない人事権の行使を実行しております。2階と1階の職員を入れ替えるなど、上司の決裁などは全くない中で、独善的な人事異動を命令しております。この件についてどのような認識なのか、また、どのような対応をしてきているのか、本来の権限はだれにあったのか、説明をいただきたいと思います。

続いて、独善的な業務執行や越権行為について伺います。虹の家運営検討委員の報告書が7月12日広域連合長に提出されました。ところが、この報告書が7月5日の臨時職員会議に配付され、人件費比率を短期で66パーセント以下、中期で63パーセント以下とする、デイの受け入れを4人増やせば、月80万円増収するなど説明をしております。正副連合長会議では、この調査委員会の報告書を受けて事務改善委員会を設置し、この事務改善委員会で今後の

虹の家の運営方針を検討することになっているにもかかわらず、このような独善的、越権的行為ですけれども、報告書の内容が決定された方針のように7月5日の臨時職員会議で説明されております。また、この中で、特徴的な一例として、報告書の主要事項に電子カルテの導入がうたわれていますが、委員会ではこの電子カルテの導入に肯定的な発言は一切なく、実際の運用面でもメリットの見込みが立たないにもかかわらず掲載されております。この報告書の信憑性そのものが問われる事態であります。このような点について連合長はどのような認識で、どのような対応をしてきたのか説明いただきたいと思います。

続いて8点目ですが、利用者のニーズに応えるサービスの提供という点について伺います。この間事務長の命令で、水道料金の経費節減のためという理由から、一般浴槽のお湯を20センチ下げてきております。これによって利用者からどのような声が上がっているのか説明ください。続いて、デイサービスでは、午前中のお菓子の提供を中止しました。このことについて利用者からはどのような声が上がっていると認識しているのか、また、どのような対応をしてきたのか、対応してきている点があったら説明いただきたいと思います。

一回目の質問の最後になりますけれども、今回のこの一連の事態というのは、連合長の管理監督責任及び職員の採用、任用責任が問われている問題だと思えます。同時にこの問題の中には、虹の家に対する大町病院と広域連合の行政組織の在り方の再検討が喫緊の問題として求められていると思えますけれども、これについてはどのような見解をお持ちか伺いたいと思えます。

以上で一回目の質問を終わります。

○議長（勝野富男君） 質問というか、今の中では質疑があるかということですので、お願いいたします。それで、今、9点。8点ではないでしょうか。8点ですね。はい。それでは、この点について答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） たくさんのご質問をいただきました、そのうち、広域連合長に対していただきました、意見の部分は質疑ですので省かせていただき、ご質問の部分、質疑の部分について、まとめてそれぞれお答え申し上げます。私からは5点お答え申し上げます。

まずはじめに、平成28年度から29年度にかけて大勢の退職者が出ているというご指摘でございます。まず、平成28年度におきましては、臨時職員が4人退職しております。これはいずれも年度末、あるいは年度中途であっても、雇用期間が到来したことによる退職でございます。また、本年は、8月末をもって退職したい旨の願いが3人の職員から提出されております。内訳は、正職員1人、臨時、パート職員2人でございます。まずこの3人の方に対しては、慰留に努めたところがございますが。退職の意志が固く、残念ながら思いとどまっていたことはできませんでした。これまで職員の皆さんには、意欲を持って熱心に仕事に取り組んでいただいているだけに、年度途中での退職は、私としても残念ですし、また本人も不本意なことと思えます。虹の家は広域連合が開設し、管理を市立大町病院に委託契約によって委託をしております。人員配置に不足が生じた場合、入所者、利用者へのサービスにも支障が出る恐れがありますので、極めて重要な問題として現在対応を検討しているところでございます。広域連合も開設者として実際の管理運営に当たっていただいております大町病院とも協議協力

して、万全を期して当たってまいり所存でございます。

次に、この事態の要因は事務長の業務執行にあったとのご指摘でございます。虹の家の事務長は前任者の急な退職に伴う公募の中から、行政経験も豊かであることもあり採用、そして大町病院虹の家に派遣、事務長職に就いております。虹の家ではここ数年にわたり基金を取り崩しての運営が続いており、昨年度から経営改善を図るため運営の検討改善に努めてきた中で起こったことと承知しております。改革、改善を進めるには、職員皆が同じ方向を目指して課題に真摯に取り組むための合意形成が前提となりますし、また重要でございます。これは、先ほど議員の指摘にも出てまいりました運営検討会の報告の中でもご指摘がございます。しかし、今回そのための職員間の意思疎通が必ずしも十分でなかったことが一つの要因と考えております。なお、この具体的な要因につきましては、新たに発足しました虹の家業務改善委員会における公平かつ客観的な検討の中で引き続き検討を進めたいと考えております。この点についてはご指摘も念頭に置いて対応してまいります。

次に、パワハラについてのご指摘がございました。9月28日、平成28年ですが、9月28日及び11月1日の会議で、事務長の発言はパワーハラスメントではないかのご主張でございます。まず、9月28日の会議、これは、デイケアの担当者の会議でございます。デイケア会議と呼ばれているそうでございますが、職員会議とは別に開催される担当者の打ち合わせでございます。虹の家の経営は、先ほど申し上げましたように、何年も基金を取り崩して赤字を補てんするなど、経営状況が厳しく、外部の有識者で運営検討会を設け経営改善を推進している中でございます。デイ会議での発言は、こうした背景のもとで、事務長の責任感から職員の自発的な取り組みを期待しての発言と私は聞いております。しかし、発言を記録したノート、これデイノートと呼んでおりますが、このデイノートの記載の内容から伺えることは、やはり先ほど申し上げた職員間の意思疎通が普段から十分とは言えない状況にあったのではないかと感じられます。また、11月1日のデイケア会議での発言につきましては、ノートの記載からだけでは、その場の雰囲気や発言の背景などは十分に真を測ることはなかなか困難であります。また、私自身もこの内容を確認しておりますが、ノートの記載内容には一部加筆修正がございます。で、このノートは、職員が気づいたことを後から加筆、あるいは修正することもあるようで、記載が正確に表現されているかは不確かなところも残っております。しかし、ここでの発言が、仮に、職員の身分にかかわる進退などについて、あたかも人事権を行使するような強圧的な発言があったとすれば、それは適切とは言えないものと考えております。なお、回覧されているノートは、担当者の打ち合わせの要旨を書き留めたもので、普段から欠席者を含め、担当者に回覧して周知するもので、欄外にするその決裁、回覧済みのサインはノートの記載内容を履行するような強制をするものではないと聞いております。

次に、運営検討会の報告書の取り扱いについてご指摘がございました。報告書を事前に職員会議に配付したり、報告書に電子カルテの導入について記載したことについてでございます。7月に連合長に提出されました運営検討会の報告書が、その前に職員会議で配布され内容が説明されたことに関しては、報告書に特別な内容が含まれていない場合には、関係の職場で事前に説明し周知することは一概に禁止されるべきではないと私は考えております。むしろ、5回にわたって開催されました検討会もその都度議事録が職場で職員に周知されることが適切と私

は考えておしります。それは、直接の関係の職場であるからでございます。また、この運営検討会の報告書が職場で説明されたことについて、対策をこれから検討するその業務の改善委員会の所掌する内容とも必ずしもバッティングするものではない、業務改善委員会は業務改善委員会の設けられた趣旨に従って具体的な解決策を検討し、そして計画づくりをするものであって、それを履行するのは逆に職場、現場であると考えられるものでございます。また、電子カルテにつきましては、第3回及び第4回の検討会で議論され、議事録にもその内容が記載されています。肯定的な意見はないというふうに断言されましたが必ずしもそうではないと、私は、報告書、議事録を読んで感じているところでございます。しかも、この導入を報告書に盛り込むことについても、第5回の検討会で最終的に報告を取りまとめる中で報告書のページごとに表現まで検討され、そして最終的にこの報告書案は会議に諮って了承されておりますので、その点をまずご理解いただきますとともに、会長から私自身が直接提出を受けております。

8項目目、9番目のご質疑の中に、大町病院と広域連合との関係についてでございます。あり方の再検討が必要でないかというご意見が含まれておりました。虹の家は平成9年に開設されて以来20年が経過し、さらに平成12年の介護保険の施行に伴いまして、現在介護老人福祉施設として運営をされているところでございます。虹の家は、委託を受けた管理者、大町病院が管理運営を行うとともに、施設開設者の広域連合が予算執行を扱うなど、両者がともに運営に当たっており、役割分担が入り組んでいる感がございます。責任と権限が必ずしも明確でない部分もあり、指揮命令系統や業務の管理監督権限をわかりやすいかたちに整理することが必要だと考えております。今後、運営検討会から出された報告書をもとに、大町病院と広域連合事務局、そして虹の家により新たに設置した業務改善委員会で具体的な改善方法の方針を策定するとともに、実施にあたりまして必要に応じ広域連合からも指導助言を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（勝野富男君） 事務局長。

○事務局長（上野法之君） 私からは、人事権について、独善的な人事異動を発令しているのではないかというご質問に対してお答えを申し上げます。

まず、介護看護科にかかわる職務は本来介護看護科長の役割であって、これを事務長が直接発令することは組織の上からできないことであり、そうした提案を人事行為として発令するには、科長、事務長の上司である施設長、病院長の決裁を受けて、施設長名で行うべきであると考えております。しかし、この件は、現在の規定では、介護看護科長として、もともと通所業務、1階の通所業務と、入所業務、2階の両方の業務を介護看護科長が指揮監督することとなっているものを、事務長が繁忙で通所業務の方に手が回らない状況であったため、事務長からケアマネ業務など一部の業務を他の担当者に回すことを提案して協議したものであるというふうに聞いております。したがって、人事異動の発令とまでとは言えないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（勝野富男君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（西山孝君） 私からは、始末書、顛末書の提出は違法行為、対象は何人か、ま

た理由は何か、手続きに問題はないかという点についてお答えしたいと思います。

まず、職員に対して行われました始末書の提出につきましては6名、それから顛末書については9名でございます。提出を求めた理由につきましては、休憩時間の超過に対するもの、それから利用者に対する過失などに伴うものということでございました。それから、理由ですけれども、本人の反省を促すために提出を求めたものでございまして、何度かの注意にも休憩時間の超過が是正されなかったことに伴う始末書は6件ございました。なお、一般的に、始末書の提出を求めること自体は直ちに懲罰ですとか処分には当たらないのではないかと考えられるところでございます。

それから、続きまして、労働基準法に関して勤務条件の明示がなく労働基準法に違反ではないか、どのように対処したかという点についてでございます。臨時職員の採用に当たりましては、勤務条件等を明示した通知書を4月当初に作成をし、交付をしたところでございます。当該職員につきましては1名でございましたが、パート勤務であったため、何度か連絡しても取りに見えなかったため、所属の介護看護課経由で渡すように手配をいたしましたところ、連絡の不徹底から本人に渡らなかったというふうに聞いてございます。謝罪のうえ、遅れて交付したとのことであります。

それから、続きまして、利用者へのサービス内容について、経費節減のため浴槽の湯量を下げたり、菓子の提供を中止したことへの利用者の声を聞いているかという点についてでございます。まず、利用者の家族と施設との連絡帳ですとか、送迎の折などに利用者の声を聞いているところでございます。利用者の声につきましては、反対の意見もあれば、賛成で良かったという意見もございまして、現在はその意見について集約中でございます。経費節減につきましても大切な視点ではございますけれども、サービスの低下とならないような配慮が必要だというふうに考えているところであります。

以上でございます。

- 議長（勝野富男君） はい。答弁が終わりました。大和幸久議員。
- 4番（大和幸久君） それでは、2回目の質問をしたいと思います。
- 議長（勝野富男君） 質疑です。
- 4番（大和幸久君） 質疑をしたいと思います。

はじめに、違法行為ではないかという点について答弁がありました。いわゆる、始末書、顛末書の提出についてでありますけれども、これにつきましては、ではこういった処分というのは何を根拠に事務長ができるのでしょうか。できるという根拠について取り決め等ありましたら説明をいただきたいと思っております。このですね、始末書、顛末書については、情報公開を請求しましたけれども、個人情報という理由で開示がされておられません。したがって、住民や議会、議員はこの点について検証ができないという状況にあります。しかしこれは、実際には事務処理として行われているわけですので、個人名を伏せば情報公開ができる内容であります。情報隠してはないかと私は思っていますので、その点を再度検証して直ちに開示をしていただきたいと思っております。本来ですね、こういう処分とか、始末書、顛末書というのは、一般的に行政では、これは行政処分として行われるものでありまして、そのきちんとした背景がなければそれはできないものであります。今回全くそういうものがない中で、行われているという点に

ついて、非常に大きな問題があると思います。私は直ちに広域連合が、この実態を調査して、事実関係を確認のうえで、不当なものについては取り消しを行ったり、対象となった職員には謝罪のうえで、直ちに名誉回復を図るべきだと思いますけれども、こういった対応をなぜしてこなかったのか、説明いただきたいと思います。

続いて労働基準法違反です。これは、労働条件の明示ということが労働基準法でうたわれておりまして、これに基づいて広域連合でも、虹の家の臨時職員に関する取扱いというところで、勤務条件を明示するというのが様式2号によってこれを通知しなければいけないということになっているわけですが、これが行われていないということです。今、1名という答弁がありましたけれども、現在この通知書をもっていない職員が私の調査では4名おります。非常に、内容的に確認がずさんだと思いますけれども、再度調査をしていただくことと、労働基準法違反ではないかということについて見解を説明ください。

続きましてパワーハラスメントの関係です。この関係では、7月5日、臨時職員の会議の後ですね、Aさんという職員の方が事務長に呼ばれました。Aさんが出された退職願の件に触れて、事務長は、「私はAさんを辞めさせるためにいろいろしているのではなくて、ちょっと考え方を変えてもらいたいという意味でいろんなことをしました。こんなことで退職願を出して辞めるよりも、もう一度考え直されたらどうですか。」と発言し、Aさんが辞表を出すまでに追い込む行為を自ら行ったことを認めているものであります。同様のよう訴えは他の職員からも多数寄せられておりますけれども、こういった事実についてどのように見解をお持ちか説明いただきたいと思います。

それから、人事権の濫用につきましては、退所入所で科長が仕事ができないから、相談したうえで実施しているというような説明があったかと思いますが、これにつきましては虹の家の庶務規程別表の3で、10施設内の課及び係の総合調整についての事柄、及び11診療長等及び科長等を除く職員の配置についての事柄とあり、施設長である井上病院長の権限であることは明白であります。こういった施設長の決裁、上司の稟議等を得ないで人事権を実行しているわけですし、これは明白な人事権の濫用に当たると思います。こういった庶務規程等に照らし合わせて、事務長の対応というのが正しかったのかどうか、改めて検討いただきたいと思います。

続いて、独善的な事務執行や越権行為の関係です。検討委員会の報告書が出される前に内容が臨時職員の会議で出されて説明がされた、これは問題がないんだというような回答があったかと思いますが、第3回検討委員会にはこういう資料が出されております。これは検討事項という項目ですけれども、特定少数の職員が、誤薬、異なる薬を与えてしまうことや、粗雑な扱いでヒヤリハットクレームが絶えない。職務怠慢な職員の対応。ハラスメントが恒常化している。一人親方的な職員の教育。おむつ交換や入浴利用が職員都合で行われている、などの検討事項の資料提供があり、この具体的な根拠や資料を、また誰がこれを製作したのか知りたくて情報公開しましたけれども、いまだに資料の公開がありません。職員に問い合わせたところ、多くの事実誤認があると憤慨しておりました。速やかに情報公開するとともに、連合長もこの根拠等厳正に精査したうえで、この報告書の内容が正しかったのか、検証する必要があるかと思いますが、そういった意思があるかどうか説明をいただきたいと思います。

続きまして、利用者のニーズ、サービスに応える提供になっているかという点であります。一般浴の入浴についてですけれども、お湯の水位を20センチ下げました。そのあと15センチに戻したようですけれども、こういった実態の中で、一般浴では垢が浮いた状態の浴槽で入浴する状態になっています。職員が垢の汲み出しに相当の手間を取られる事態にもなっており、利用者の中には、そんな不衛生な風呂には入りたくない、シャワーだけで我慢している利用者も複数いるという実態であります。事務長はこれに対して、肩までつかれないので入った気がしないという利用者には寝そべて入れればいい、ここは風呂屋ではないと言って、本来の水位での使用を認めておりません。また、午前中のお菓子の件では、たかが小さなお菓子やコーヒーだつてとても大切なんだ。前の晩から緊張して用意をし、朝早くから起きて準備をするんだ。虹に着いて、体操して、おいしいレモンティーやお菓子を食べて、やっと気持ちがほぐれ、友達と話が弾んだ。お金の問題じゃないんだよ、と。気持ちの問題なんだ。でもこんなことは事務の人には言えない。私たちは弱い立場の利用者だから、というような声が挙がっております。代表的な声だけを取り上げましたが、こういった利用者の声に関してどのような見解をお持ちか、連合長の率直なところを聞かしていただきたいと思います。また、この実態調査をきちんとやってほしいわけですが、公正中立な立場を保つために、第三者において速やかに利用者の声等も調査すべきだと思いますが、連合長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（勝野富男君） 私の方から大和幸久議員に申し上げます。多岐にわたっておりますので、内容については簡単明瞭に、一つお願いを申し上げたいと思います。

それでは、答弁を求めます。広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 一部私も聞き漏らしたところがあるかもしれませんが、漏らしたところがありましたらご指摘をいただきたいと存じます。

議事録の内容の改ざんについてご指摘がございましたでしょうか。録音テープを非開示とするのはおかしいという、そうしたお考えであるとすれば、それに対しては、情報公開しました29年7月19日の臨時職員会議の議事録、これは虹の家の筆記により要点をまとめたもので、会議の内容は録音をしてございません。したがって、ご請求があったということですが、録音は不存在でありますので、その旨回答したところでございます。また利用者へのサービスの内容について、浴槽の湯量を下げたり、お菓子の提供を中止したことについて、先ほど担当課長からご答弁を申し上げましたけれども、まず一つには利用者の声を聞くために、公平な場で意見を聞くべきではないかというご指摘でございます。これにつきましては、先ほども一部ご答弁と重なりますが、赤字経営であるその虹の家の状況に鑑み、経費節減の観点から実施したと聞いております。しかしながら、これが適切であったかどうかということ言えば、さまざまな論議を呼んでいることは私自身も承知しております。利用者の意見の集約に基づいて、今後のサービスの在り方につきましては、先ほど答弁申し上げました業務改善委員会の中でもしっかり検討してまいります。と同時に、また、他のさまざまな施設でのサービスの水準、類似の施設の水準につきましても検討の対象にしていきたいと考えております。

それから、もう一点なにかありました。もし漏らしてございましたらご指摘をいただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（勝野富男君） はい。事務局長。

○事務局長（上野法之君） 私からは、7月5日の会議の後事務長の発言で、退職願を出すまでに追い込んだというご指摘でございます。この発言をもって、担当者会で職員に対して退職を迫った、あるいは退職まで追い込んだとまでは断言することはできないというふうに考えております。その時点で、退職を強制することを目的として発言したとは言い切れないと考えております。

次に、人事権の件で、処務規程から診療長の権限をとというお話がございましたけれども、処務規程の中で診療長が置く職員の配置についての権限というのは、施設に3つの組織を置くということで、診療科、介護看護科、管理係を置くという規定がございます。そういった科、係における職員の配置については、施設長の権限というふうには考えられますけれども、今回の件で、介護看護科に配置された職員の業務分担の担当替えでございます。介護看護科としての本来の業務を行うための、介護看護科内の業務分担の担当替え、これは介護看護科長の裁量の範囲ではないかというふうに考えております。また、この担当替えについても、直接的な指示は適切ではないけれども、提案としての発言は否定されるものではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（勝野富男君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（西山孝君） 私からは、始末書、顛末書のところについてのご質問であります。

この始末書等につきましては、処分の事実関係を調査して確認のうえで不当なものは取り消すべきというご指摘でございます。日頃施設の円滑な運営を図るためには、また職員が職務上執行するうえでも、前提につきましては職員間の信頼関係が非常に大切だというふうに感じているところであります。始末書を職員から提出させることは、たとえ職員の注意喚起するためであっても一方的なものであれば適切な方法であるとは言えないというふうに考えるところであります。そこで7月中旬につきましては、事務局長から指導を行い、提出された始末書にそれぞれ返戻を指示したところでございます。それから、この始末書につきましても、業務の経過顛末を把握するのに必要なことでありまして、それについて求めたものでございます。

それから、次に、労働基準法違反ではないかという観点のご質問のところでもありますけれども、労働基準法のところでは、まず本人に通知書が渡っていなかったという点でありますけれども、これにつきましては口頭で契約について説明をし、求めたところでございまして、労働基準法違反とは言えないというふうに考えるところであります。で、1名というふうに回答したところ4名であったというご指摘でございますので、再調査のうえ対応していきたいというふうに思っているところであります。

それから、デイの勤務が6時間から8時間にシフトした経過をどのように認識しているかという点でございます。11月、12月には職員会議、デイ会議におきまして、職員への相談、それからまた事業への理解を口頭で求めたところであります。それから、時間の変更に対し、超過勤務命令、それから時間の振り替え等で対応することで決裁行為を行っているところでございます。

以上であります。

○議長（勝野富男君） よろしいですか。大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） 三回目の質問です。

初めに、違法行為ではないかというところですが、始末書、顛末書の関係ですけれども、これは何の裏付けがあって事務長ができるという根拠について説明を求めましたが、何のその説明がありません。やはりこの辺は、実際にはですね普通はこんなことあり得ないんですけれども、もしこういうことが今後も起こるとすれば、きちんとした規則なり要綱なり、これが処分ができるというものを定めて、議会の承認を得たうえで実行するというのが本来のあれではないでしょうか。この点については猛省を求めたいと思います。この点でひどい事例、顛末書の事例ですけれども、事務長は育児休業中の職員を呼びつけて、子供を抱いて出頭した職員に対して、昨年11月の利用者家族からの苦情についての顛末書を提出するように命じております。これは、パワハラ問題でもありますし、また、権限がない顛末書の提出をこういった育休の職員まで呼び出してやる、こういうこと自体も非常に異常な事態かと思えます。速やかにこういった事例を調査して、本当に始末書、顛末書というのが、事務長がこういったかたちでやる行為が正しかったのかどうか、ぜひ検証していただきたいと思えます。

それから、労働基準法違反についてですけれども、これは、この書類をですね、2条による給与表の明示につきましても、労働時間が違うんだから変更してくれという職員からの要望に対して、事務長はその様式2号の紙をその職員から受け取って持って行ったまま返してないと、こういう事例もあります。この労働基準法違反に関しましては、10分の休憩時間をオーバーしただけで始末書を提出させる一方ですね、事務長は時間外に何回も職員会議、臨時会議等を招集していますが、これに関する時間外手当を一切支給しておりません。こういったことについてもきちんと調査をして対処していただきたいと思えます。

パワハラに関してですけれども、パワハラについての著者、クラッシャー上司の著者であります筑波大学の松崎教授は、パワハラの最大の問題点は相手の精神を傷つけること、もう一点は部下への気持ち共感性の欠如であると指摘しております。虹の家では、事務長によりこのような行為が日常的に引き起こされているために、多くの職員から声が上がっているのではないのでしょうか。私はこういった点もよく調べて、きちんと調査をして、直ちに公正な対応を求めておきたいと思えます。

それから人事権の濫用の関係です。今年の7月20日になって事務長は、二人の職員を呼びつけて、始末書の件は不問とする、また、2階と1階のローテーション、人事異動の件もしばらく凍結すると口頭で命じております。権限もない中で、始末書の提出命令や異動命令を発しながら、議員から情報公開等があったのであわててこれを取り消す、あきれんばかりの言動であります。こういったことが繰り返される限り、職員の、虹の家の幹部職員に対する信頼というのは決して回復しないことだと思います。こういった経過もきちんと調査をして、人事権の濫用についても適正な処置を速やかに講ずることを求めたいと思えますが、見解を伺っておきたいと思えます。

独善的な業務執行に関しましては、7月19日に開かれました臨時職員会議の議事録を情報公開を受けましたけれども、その内容が大幅に改ざんされていることが判明しております。その裏付けとなる録音テープなどを要求しましたが、不存在との回答がっております。

公文書の作成、議事録という公文書を請求したわけですけれども、事実と異なる文書の作成が提出されております。これは公文書偽造に当たるのではないのでしょうか。必要な資料の提供はしますので、ぜひこの検証をして、正しい議事録を提出していただきたいと思います。これについて実行する意思があるのかどうか、連合長の見解を伺っておきたいと思います。

利用者のサービスの関係ですけれども、利用者の声や、利用者の、日々現場で対応している職員の声に耳を傾けてですね、真摯に対応できるような虹の家の業務体制というのが求められているのではないのでしょうか。こういったことが一日も早く実現しなければですね、大変なことになる。今一番大事なのはですね、私は連合長の対応があまりにも遅くてですね、こういった独善的、強権的な業務運営、違法な処分やパワハラ等、今までの虹の家の運営を現場で支えてきたですね経験豊かな職員が雪崩を打つように退職してしまっているという点に一番の危機感を覚えているところであります。この問題に関して連合長がどのように対応するか、今残っている職員はこれを見極めようとしております。職員は、手ぬるい対応をするようなら私も辞めると考えている職員が多数いるのが現状であります。連合長の公正で迅速な対応が求められるというふうに思うんですけれども、この点についても連合長の見解を伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（勝野富男君） はい。ただ今の質疑の中で、意見、要望も多々ありますので、その点も踏まえて答弁の方はよろしくお願ひしたいと思います。はい。広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 今議長からご指摘ありました、質疑では意見や要望を延べてはならないというふうに言われておりますので、と承知しておりますので、それに沿って質疑の部分だけお答え申し上げます。

まずはじめに、始末書、顛末書について誤解がありますのでその点まずお話し申し上げます。始末書あるいは顛末書は、いわゆる地公法、北アルプス広域連合も地方公共団体の一つであります。地公法の規定によりまして考えますと懲戒処分ではもちろんありません。処分でもありません。免職、停職、減給、戒告など制限列举しておりますそうした地公法の観点からいうと、始末書の提出を求めることなどは処分とは考えられない、これはご理解いただきたいと思ひます。で、それでは何かということ言えば、これは行政上の管理の中で行われる事実行為とご理解いただき、そしてそれは権限が、事実行為でありますので、すべて規程に設けられているかということは、他の地方公共団体においてもさまざまありますし、また、規程が設けられていないのが普通だと思います。従いまして、管理監督上の必要があれば、始末書、あるいは事実を確認するための顛末書を求めることは他の地方公共団体においても行われております。で、これが正当かどうかというのは非常に疑義があります。今回のことにつきましては、例えば休憩時間をきちんと厳守し職場に戻るようということとは職員会議などにおいてもあらかじめ周知を図られていた中で起こったということではありますが、しかし、普通注意喚起を個別に行ったうえでそれが守られないというときには、例えば始末書をということになるわけで、いきなりもしそういうことを求めたとすればそれは必ずしも適切でない、と私は考えております。したがって、この話は確か7月上旬ごろに聞いた時には、始末書の提出を求めることは適当でない、それを返戻するようにとの指示を、広域連合事務局を通じていたしました。

それから2点目の議事録につきまして、先ほども答弁も申し上げましたように、議事録はその会議、会議でのメモをまとめた、要点をまとめたものでありまして、後になって気づいた点があれば職員がそれを加筆修正するという、そうしたことが普通に行われていたようでございます。そうした中で、議員お手持ちのもし資料があればですね、ご提出いただき突合してみたいと思います。これは必ずしももちろん複数の職員が職場で共有する文書というものは公文書であることは間違いありませんが、その正確性が著しく欠けていて、で、その影響が重大であればそれをきちっと正式に直していくことも考えなければなりませんので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

それから、果たしてこの状態でやっていけるのか、今まで手の打ちようがあったのではないかということではありますが、基本的には、広域連合のさまざまな事務については、それぞれの職場において直接管理者が置かれ、あるいは監督者が置かれておりますので、さまざまな課題はまずその職場において建設的な意見交換によって解決されるべきものであります。これはどの職場においても同じでございます。ただ、今回のように複数の退職者が生じるというような事態になるまでに、やはり解決ができなければ、それは広域の事務局、あるいは私のところに理事者に上がってきて解決が図られるべきであったということは、結果的には残念なことでございます。そうした中で、先ほどまでのご質疑でもお答え申し上げましたが、大町病院と広域連合事務局、虹の家による業務改善委員会で具体的な改善方針を策定することになっております。そしてまた、その実施にあたりましては私自身も特に意を配して、必要に応じた指導助言を行うことで課題を一つひとつクリアにしていきたいと考えております。その中でこの課題が体制に係るものは制度の問題として解決しなければなりませんし、また、属人的な課題であれば、それは人の問題として解決に力を尽くしていきたい。一番大切なことはやはり、利用者の皆さんが前提になっている、利用者の皆さんの適切な処遇が前提でありますので、利用者にとって魅力のある施設となるよう職場においても風通しの良い職場、また、職員間の意思疎通が十分に行われ、職員が、皆が同じ方向を目指して、今回の課題も含め、課題の解決に真剣に取り組むため、重要な合意形成というものを図っていきたいと考えているところでございます。なお、いくつかの点で改善すべき、あるいは改善してほしいというご意見がありました、それについてはご答弁を差し控えさせていただきます。

私からは以上でございます。

○議長（勝野富男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

はい。ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

日程第4の途中ですが、ここで昼食休憩のため、1時15分まで昼食休憩といたします。

休憩 午後 0時17分

再開 午後 1時15分

○議長（勝野富男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、議案第23号「平成28年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

○議長（勝野富男君） 大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） 包括的支援事業、任意事業、1億3千万ですか、計上されていますけれども、これにつきましては今年4月から実際に運用が始まっております。こういった経過の中で、この事業に関して、課題、問題点等、運用の中でありましたら説明いただきたいと思えます。

○議長（勝野富男君） 介護福祉課長補佐。

○介護福祉課長補佐（大塚裕明君） はい。包括的支援事業任意事業、地域支援事業につきましては、平成29年4月より介護予防日常生活支援総合事業ということで始まっております。現在、28年度の中では、その準備を進めてきたわけですがけれども、現在の課題といたしまして、本年度中に体制の整備が求められています生活支援体制の整備でありますとか、30年4月から始まっていきます医療と介護の連携に向けた具体的な事業について取り組んでいくことが、現在の課題と考えております。

以上です。

○議長（勝野富男君） 大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） この包括支援事業、これ市町村に任されるわけですし、市町村の体力等に依じてですね、いわゆるサービスの程度に差が出ると、こういう問題点が指摘されております。こういった問題点どのように対処する予定なのか、具体的にそういう事例がありましたら説明いただきたいと思えます。

○議長（勝野富男君） はい。課長補佐。

○介護福祉課長補佐（大塚裕明君） はい。市町村ごとに行う地域支援事業の内容につきましては、総合事業に移行する中で、現在広域連合で取り組んでおります北アルプス連携自立圏の仕組みを活用いたしまして、5市町村に共通するものにつきましては広域が中心となって統一的なサービスの提供ができる体制を行っていく、また、市町村それぞれに地域の特性によって行っている事業につきましては、従来どおりそれを尊重してやっていくという方針で進めてまいりますので、市町村との協議の中で具体的な内容を詰めてまいりたいと考えています。

○議長（勝野富男君） 大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） あの、根本的な問題は、同じ保険料を取られながらサービスに差が出てしまう。まあ、高い方はいいですけども、低い方ってのは問題が出てくるわけで、そういう根源的な問題のテーマに関してどのような対処の方策があるのか。例えば、大北の広域圏ではですね、そういった点については広域で援助をして差の内容にするとかですね、そういった方策というのは考えられるのかどうか。その点についてはどうでしょうか。

○議長（勝野富男君） はい。介護福祉課長補佐。

○介護福祉課長補佐（大塚裕明君） はい。総合事業につきましては、介護保険制度を財源とし

てその制度の中で行われておりますから、その制度に対して個別に市町村が行うことは別として、制度の中で補助とかそういったことを行うということは想定がされません。ただ、実際に行っていく中では、例えば、生活支援体制の整備などにつきましては、市町村で組織される整備体制を広域の中でも委員会として組織をする中で、お互いに提供できるサービスの平準化でありますとか、そういった部分について検討を現在進めているところであります。また、介護予防サービスの方から移行してまいります訪問サービスや通所型のサービスにつきましては、統一的な内容で広域連合が行うこととしていますので、その部分についての差は生じないこととなっています。

○議長（勝野富男君） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

次に、議案第24号「平成28年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第25号「平成28年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

以上の6議案の審査は、配付してあります付託表のとおり各常任委員会に付託をいたします。

次に、議案第26号「平成29年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題として提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただ今議題となりました議案第26号平成29年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、決算に伴う繰越金の確定及び市町村負担金の精算、体調不良により長期休職している職員の回復に時間を要するなどのため、体制整備のため事務局と消防本部への臨時職員の配置に係る賃金等、一般廃棄物処理施設運転管理業務委託料、計量機付きパッカー車購入費などが主なものでございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,715万8千円を追加し、総額を53億1,924万9千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1市町村負担金4,246万8千円の増は、歳出の補正に伴い広域経

常費及びごみ処理広域化推進費をそれぞれ増額するものでございます。

款 7、項 1、目 1 繰越金 1, 4 6 9 万円の増は、決算に伴う前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に 1 0 ページ、1 1 ページの歳出をご覧ください。

款 2、項 1、目 1 一般管理費 2 7 2 万 3 千円の増は、葬祭場の指定管理が本年度最終年度となることから、来年度からの指定管理者選定のため、公の施設指定管理者選定委員会の委員報酬 5 名分の増、臨時職員 1 名分の賃金などでございます。節 2 3 の償還金利子及び割引料は、決算額の確定により 2 8 年度市町村負担金を 2 9 年度で精算するものでございます。

款 2、項 1、目 3 情報化推進費 5 1 万 2 千円の増、款 3、項 1、目 1 福祉施設等建設事業費 2 2 万 3 千円の増、及び款 4、項 1、目 1 葬祭場費 8 0 万 9 千円の増につきましても、市町村負担金の過年度償還金でございます。

款 4、項 1、目 2 ごみ処理広域化推進費 5, 1 7 0 万 1 千円の増は、来年 2 月から北アルプスエコパークの試運転開始に伴う運転管理体制が決まりましたことから、節 1 3 委託料では、一般廃棄物処理施設運転管理業務として 9 7 0 万円を計上しております。節 1 8 備品購入費では、白馬リサイクルセンターの建設工事を延期することとなりましたが、ごみ処理広域化が始まる来年 8 月以降、2 村の住民の皆様にご不便をお掛けしないよう、既存の白馬山麓清掃センターにおいて可燃ごみや資源物などの受け入れを行う方向で検討を進めております。可燃ごみを北アルプスエコパークまで運搬する必要がありますことから、計量器付きパッカー車 2 台の購入費として 3, 1 0 0 万円を計上しております。節 2 3 償還金利子及び割引料では、過年度分の市町村負担金償還金であり、決算額の確定により、平成 2 8 年度市町村負担金の精算を行う償還金でございます。

款 5、項 1、目 1 常備消防費 1 6 2 万円の増は、臨時職員 1 名分の賃金などでございます。

款 6、項 1、目 1 土木事業費 1 9 5 万 4 千円の増は、臨時職員 1 名分の賃金でございます。

款 8、項 1、目 1 予備費 2 3 8 万 4 千円の減は、歳入歳出の調整を行うものでございます。

1 2 ページは給与費明細書、1 3 ページは 2 8 年度決算額の確定による市町村への過年度償還金の明細でございます。また、1 4 ページは、今回の補正予算に伴う市町村負担金の集計表となっております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案についてご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 2 6 号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、議案第 2 7 号「平成 2 9 年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正

予算（第1号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第27号平成29年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、28年度決算の確定に伴う繰越金と歳入歳出調整でございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9千円を追加し、総額を1,703万4千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款3、項1、目1繰越金9千円の増は、28年度決算の確定に伴う繰越金でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款2、項1、目1予備費9千円の増は、歳入歳出調整でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案についてご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第27号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、議案第28号「平成29年度北アルプス広域連合介護老人保険施設事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました、議案第28号平成29年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、決算による繰越金の確定と滞納繰越分施設利用料の納入によるものでございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から、それぞれ16万円を減額し歳入歳出の総額を2億7,210万7千円とするものでございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款1、項1、目1施設利用料収入、滞納繰越分9万5千円は6月に入金されたことにより増額を行うものでございます。

款2、項1、目1繰越金757万9千円は、前年度繰越金の確定により25万5千円を減額するものでございます。

次に10、11ページをご覧ください。

款2、項1、目1予備費ですが、歳入歳出調整として16万円を減額しております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案についてご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第28号は、福祉常任委員会に付託いたします。

続いて、議案第29号「平成29年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただ今議題となりました議案第29号平成29年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、決算による繰越金の確定及び過年度の国庫、県費、支払基金、市町村負担金の精算が主なものでございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,840万1千円を追加し、総額を69億9,364万5千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款8、項2、目1介護保険給付準備基金繰入金は、国庫負担分と支払基金交付金が28年度過大交付され、それにより過小となった保険料を基金積立し、翌年度精算でそれぞれに償還するため、3,769万8千円を繰入れるものでございます。

款9、項1、目1繰越金1,070万3千円の増は、決算による前年度繰越金の確定によるものであります。

続きまして、10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款3、項1、目1給付準備基金積立金441万の増は、過年度分保険料を積み立てるもの。  
款5、項1、目2償還金4,399万1千円の増は、保険給付に係る前年度の保険給付に対する国庫負担金、県負担金、支払基金交付金の過大交付に伴う償還金と、決算に伴う市町村負担金償還金でございます。

12ページは、市町村負担金過年度償還金の一覧表となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案についてご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第29号は、福祉常任委員会に付託いたします。

続いて、議案第30号「平成29年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第30号平成29年度北アルプス広

域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入では28年度決算の確定に伴う繰越金の増、歳出では市町村負担金過年度償還金、フレンド・プラザのトイレ改修工事の負担金の増が主なものでございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ200万3千円を追加し、総額を1,849万6千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款3、項1、目1繰越金200万3千円の増は、28年度決算の確定に伴う繰越金でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1、診療管理費208万3千円の増のうち、節19負担金8万円の増は、フレンド・プラザのトイレの便座が暖房化されておらず、利用者に不便をおかけしていることから、大町市が行う改修工事について、利用実態に応じて8割を負担するものです。節23償還金利子及び割引料200万3千円の増は、28年度決算の確定に伴う市町村負担金の過年度償還金でございます。

款2、項1、目1予備費8万円の減は、先ほどの負担金に充てるものでございます。

12ページは市町村負担金の過年度償還金の一覧表となっております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案についてご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、議案第31号「平成29年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第31号平成29年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、決算の確定に伴う鹿島荘・ひだまりの家事業分の繰越金の増額、市町村負担金過年度償還金の計上、ひだまりの家基金への積立金の増額でございます。

第1条でございますが、歳入歳出の総額にそれぞれ486万4千円を追加し、総額を2億1,833万4千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款4、項1、目1鹿島荘繰越金483万3千円、目2ひだまりの家繰越金3万1千円は、平成28年度決算に伴う増額です。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1管理費483万3千円の増は、市町村負担金の過年度償還金です。

項2、目1ひだまりの家管理費3万1千円の増は、基金への積立を増額するものです。これにより、基金積立額は、2,254万6千円となる見込みです。

12ページは、市町村負担金過年度償還金の一覧表でございます。

以上ご説明を申し上げましたが、ご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案についてご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、福祉常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞様でした。

散会 午後1時39分

平成29年 8月24日  
開会 午前10時00分

○議長（勝野富男君） おはようございます。

ただいまから、北アルプス広域連合議会平成29年8月定例会の本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、18名全員であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

続いて、理事者等の欠席・遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（上野法之君） 報告いたします。正副連合長は全員出席をしております。

以上でございます。

○議長（勝野富男君） これより、本日の会議を開きます。

日程第1「常任委員会委員長審査報告・質疑・討論・採決」

○議長（勝野富男君） 日程第1「常任委員会委員長審査報告・質疑・討論・採決」を行います。

まず、議案第20号について、各委員長の報告を求めます。

はじめに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

〔総務委員長（北澤禎二郎君）登壇〕

○総務委員長（北澤禎二郎君） 総務常任委員会に付託されました、議案第20号平成28年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、当委員会に付託されました部分について審査の概要を報告いたします。

審査中、委員からは、国の定住自立圏構想から外れている当地域が連携自立圏事業を実施するに当たり国と同程度の財政処置はあるのかとの質疑がありました。行政側から県独自の補助として中心市の大町市に1,500万円周辺の町村に各500万円、合計で3,500万円の補助金があり、補助率は2分の1であるので7,000万円までの事業費が組める。定住自立圏構想の要件に該当しない地域への財政処置は引き続き国に要望しているとの答弁がありました。

また、ごみ処理広域化推進費の支出に関連して環境計画策定業務が実施されているが、業務の内容はどのようなものかとの質疑がありました。行政側からは地元自治会との協定に基づき施設の稼働による環境への影響を測定するため生活環境影響調査や施設稼働の前後で環境影響を比較するために必要な測定項目、測定方法、測定場所などについて計画を策定したものであるとの答弁がありました。委員からは逆転層の影響についてもカバーできる測定計画となっているのかとの質疑がありました。行政側からは、生活環境影響調査において逆転層も考慮した予測で最大濃度着地地点を求めており、逆転層の影響も考慮した計画策定と考えているとの答弁があ

りました。

また、委員から真の地方創生として、この地域の連携自立圏をより良くするために今後の連携事業を推進して欲しいとの意見がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（勝野富男君） 次に、福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

〔福祉委員長（横澤かつ子君）登壇〕

○福祉委員長（横澤かつ子君） 福祉常任委員会委員長報告。当委員会に付託されました、議案第20号平成28年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、福祉常任委員会に付託された部分について審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、認知症高齢者グループホーム整備費補助金を支出したほっとハウス信濃ときわの家の場所はどこか、との質問がありました。行政側からは、JR信濃常盤駅南側付近との説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（勝野富男君） 各委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第20号について、はじめに総務委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、福祉委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

大和幸久議員。反対ですか。

〔4番（大和幸久君）登壇〕

○4番（大和幸久君） 議案第20号北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

私は、この議案のうち、特にごみ処理広域化推進費における源汲地区でのごみ処理場建設に当初から反対してきていることから、建設工事が続いている現在の時点においては、この事業の継続に反対をするものであります。

なお、他の本決算内容については、概ね賛同できることを予め表明しておきたいと思います。さて、28年度事業では、環境測定計画策定業務が実施されました。源汲地区建設に先立ち環境影響評価を実施し、その中で環境保全計画のもと、環境影響調査による建設以前とごみ焼却場運用後の環境比較を行い、運用後における環境影響に問題がないことをモニターする事業であると説明されました。私が従前から問題だとしている点は、この環境影響調査においてこの地域の逆転層が地上100メートルに形成されることが明らかになる一方で、ごみ焼却場の排

ガス煙突の高さは60メートルであり、逆転層が発生したとき、煙突から排出される焼却ガスはこの逆転層によって大気中に拡散せず逆転層の下に蓄積されて太陽光によってこの逆転層が崩壊した折、この蓄積された廃棄ガスも一緒に地上に降り注ぐ現象が起こることを専門家が論文で明らかにしております。環境影響調査の報告会の折にこの点について問い合わせしたところコンサル会社は、煙突に排ガス排出加速装置を付けるなどの対策をとれば100メートルの逆転層は突き抜けることができるのでその影響はないと説明しました。今回の設計には100メートルの逆転層を突き抜ける対策がどのようにとられているのか説明されたことはありません。この地区に暮らしていた古老は、源汲の隣の集落の畜産施設のにおいが鹿島川をくだり、温泉郷や鹿島大橋の地点まで流れていくと語っていました。下降してきた排気ガスが同じようなルートを通して流れる可能性も否定はできません。この環境測定計画策定業務にはこうした懸念に対する事項が含まれているのでしょうか。今後の焼却場運用においては、この様な課題に対する対応方策を十分に検討し説明責任を果たすことが求められております。特に重要なことは、この焼却場に隣接して大町市の主要な水道水源の一つである矢沢水源があり、この水源の環境に影響がないのかどうか最大の注意を払って監視していかなければならないことであります。本来水源の近くにごみ焼却場は建設しないという大原則が今回の建設では配慮されていないという根源的問題を持っているわけです。安全性をモニターする対策が特別に重要であることを重ねて指摘して反対討論といたします。

○議長（勝野富男君） 他にありませんか。佐藤浩樹議員。反対ですか賛成ですか。賛成。

〔3番（佐藤浩樹君）登壇〕

○3番（佐藤浩樹君） 議案第20号について、賛成の立場から討論いたします。

平成28年度の一般会計の決算につきましては、広域連合の事務事業についていずれも真摯に取り組んだ内容となっております。

大北福祉会館の耐震・大規模補修工事につきましては、昭和49年に建設され、老朽化した施設であり、また、事務執行をしながらの施工ということで利用団体との調整や施工監理が大変だったと思いますが、1億4千万円余を掛け利便性の高い施設に再生することができました。

葬祭場の指定管理者による運営につきましては、指定管理料を平成25年度から4年間で4分の3程度まで減ずることができ、また、利用者サービスの向上も図られているとのことあります。

一般廃棄物処理施設につきましては、用地確保を進め、11月から建設工事に着手されております。

消防関係では、本部庁舎の外壁改修工事により庁舎の長寿命化を図ることができました。

土木振興事業では、43か所、13億2千万円余の公共工事について実施設計と工事監督を行い、市町村の技術支援を果たしております。

これらは、いずれも広域連合の事務事業を進めるうえで必要な予算を適正に執行したことによる成果であり、決算については認定すべきものと考えます。

○議長（勝野富男君） 他にありませんか。二条孝夫議員。賛成、はい。

〔6番（二条孝夫君）登壇〕

○6番（二条孝夫君） 私から、議案第20号、平成28年度北アルプス広域連合一般会計決算

認定について委員長報告に賛成の立場から討論をします。

皆さんご存知のとおり、私たちの大北地方は南北に長く、気象条件も大きく異なり、平地から山間部までの多様な地形を有しております。また、少子高齢化も著しく進み、人口が減少していくところですが、しかし、その中で、5市町村がその地域の特異性を出しながら、地域に誇りを持ち地域を守りながら日々の生活をしています。そして、当地域を網羅する北アルプス広域連合は、各市町村の枠を超え、特に連携という意味では、全国では先駆的な取り組み、北アルプス連携自立圏を創設し、各市町村の持つ課題解決や市町村間の相互協力などを先導する大きな役割を担っています。そして、そんな中、平成28年度の広域連合一般会計の決算では、歳入合計16億9400万円余、歳出は16億6500万円余で、2900万円余の黒字決算となっております。その中で主なものは、住民生活には欠かせないごみ処理広域化推進事業費1億9400万円があります。これは、今工事中ではありますが、小谷、白馬、大町地区の本当に望んでいるごみ焼却施設であります。先ほど環境問題について反対討論がありましたが、環境施設は、その精度から言って、最高水準のものをそのところに設けるということになっております。それは、環境基準の10分の1、100分の1の精度というふうになっております。私たちはこの施設をしっかりと完成をさせ、私たちの住民生活の安心安全のためにもしっかりとやっていかなければならないなあと、そんなふうには思っています。

そしてまた、広域消防費には8億5900万円余、また情報化推進費には7600万円余、全体の観光振興費には530万円余が執行されております。

また今回、広域連合の拠点施設であります大北福祉会館耐震・大規模改修につきましては、係る経費を工夫し、少しでも支出を抑えるべく予算が執行されております。

このように、このことから、決算は当地域にとって必要な個所に必要な金額が適正に執行されたと確信をしております。

よって、平成28年度北アルプス一般会計決算は、委員長報告どおり認定する立場から賛成討論といたします。ご賛同のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（勝野富男君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。この辺で討論を終結することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって討論を終結いたします。

それでは、これより採決を行います。

議案第20号を各委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（勝野富男君） はい。起立多数であります。

よって、議案第20号「平成28年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、各委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第21号及び議案第24号について総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

〔総務委員長（北澤禎二郎君）登壇〕

○総務委員長（北澤禎二郎君） 当委員会に付託されました議案につきまして審査の概要を順次報告いたします。

はじめに議案第21号平成28年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

次に、議案第24号平成28年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（勝野富男君） これより質疑に入ります。

議案第21号について、総務委員長に対してご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第24号について、総務委員長に対しご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

議案第21号及び議案第24号について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号について、総務委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第21号「平成28年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、総務委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第24号について、総務委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

はい。起立全員であります。

よって、議案第24号「平成28年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、総務委員長報告のとおり認定をされました。

次に、議案第22号、議案第23号及び議案第25号について、福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

〔福祉委員長（横澤かつ子君）登壇〕

○福祉委員長（横澤かつ子君） 福祉常任委員会に付託されました、議案第22号平成28年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の概要

を報告いたします。審査中、委員から、賄材料費と給食委託料の関係はどうなっているのか、との質問があり、行政側から、賄材料費は給食材料の購入に関する費用で、給食委託料は調理するための人件費で、その合計が給食関係の費用となるとの説明がありました。

また、備品購入費マッサージ機等の効果や利用者の評価はどうか、との質問があり、行政側から、手足の浮腫などに効果があり、利用者からは好評であるとの説明がありました。

また、虹の家管理者側の大町病院と、設置者・予算管理側の広域連合、介護現場の虹の家の三者が、業務改善委員会等で責任分担を明確にし、しっかりとの方針、対策を早急にするよう望む。経費削減等の影響で、サービスの質の低下を招かないよう、利用者への十分な配慮を望むとの意見がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を認定すべきものと決しました。

続きまして、「議案第23号平成28年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、要支援認定者数が前年度と比較して減少している理由は何か、との質問があり、行政側からは、さまざまな要因が考えられるが、市町村に委託して実施している介護予防事業の効果が現れてきたものと考えられる、との説明がありました。

また、別の委員からは、介護保険料の収入未済額が6,255万円余となっているが、どの様に対応するのかとの質問があり、行政側からは、滞納整理を行っている市町村と連携して徴収を行っているが、特別な事情で徴収できないものについては、市町村に調査を依頼し、必要な場合は不能欠損処分を行っている、との説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第25号平成28年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（勝野富男君） これより質疑に入ります。

はじめに、議案第22号について、福祉委員長に対してご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第23号について、福祉委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第25号について、福祉委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第22号、議案第23号及び議案第25号について、討論はありませんか。

松島吉子議員。議案第何号でしょう。（議案第22号です。）反対ですか、賛成ですか。（反対。）はい。

〔5番（松島吉子君）登壇〕

○5番（松島吉子君） 議案第22号平成28年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対して反対の立場で討論を行います。

反対の理由として、昨年度から今年度にかけて多くの離職者が出ていることです。年度末での退職者を含め、経験豊かな介護者や看護師が辞めなければならないのはなぜでしょうか。昨日の質疑、委員会の議論の中で、意思疎通がなかったというのが大きな理由でした。果たしてそうでしょうか。虹の家の退職者が多いことは、広域連合長及び広域連合幹部のところには届いていなかったのでしょうか。このような結果を招いた原因を真摯に究明し、利用者にとっても、働く人にとっても、一日でも早く良い施設に改善されることを真に願うものであります。委員会の審議の中で、虹の家の人事については看護師長であると課長から答弁がありました。今まで、虹の家が、利用者さんのために積み上げた経験が、十分な議論や説明がされず、人事や労働時間などの変更が進められたことが大きな要因と私は思います。介護保険の改定により介護報酬が減額される中で、介護事業所の経営は一段と厳しくなっています。経費削減で湯量を少なくし、入浴を楽しみにしている利用者さんに困難な姿勢をしてもらうことは新たな事故にもつながりかねません。サービスの向上は現場に働く人たちの温かい言葉や行き届いた身体のケアであります。介護を必要としている人たちに何より必要なのは、人間らしく愛情に満ちた豊かな接し方です。働く集団が委縮しては、利用者さんを笑顔で接することはできません。利用者はそのことを敏感に感じ取っているのではないのでしょうか。今後、任命者である広域連合長として、現場に入り実情をしっかりとらえ、虹の家の利用者さんが笑顔でサービスが受けられるよう切に要望いたしまして、反対討論といたします。

○議長（勝野富男君） 他にありませんか。大和幸久議員。（22号。）22号、はい。

〔4番（大和幸久君）登壇〕

○4番（大和幸久君） 私は、議案第22号北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について反対の立場から討論いたします。

虹の家の28年度事業実施における問題点については、議案質疑で多くの指摘をさせていただきました。連合長の見解や説明で、概ねこの問題の主要な点については共通の認識があることを確認できました。ただ、なぜもっと早く対策が取れなかったのか、これまで自主的に虹の家の運営を担ってきた経験豊かな職員の流出は、今後の虹の運営にとっても大きな痛手であり、さまざまな仕打ちを受けた職員への謝罪、名誉回復など、真摯な対応をまず実施して、職員間の信頼や、仕事への取組みの意欲回復などに早急につなげていく必要があると思います。何よりも職員の声に真摯に耳を傾けて、その声を汲み上げることが求められており、早急に実施されることを重ねて求めておきたいと思っております。

今後の取組みで課題と思われる点について、2点述べてみたいと思っております。

一点目は、虹の家運営検討委員会の検討文書や資料の在り方の問題点であります。既に5回にわたる運営検討会の審議の結果、7月12日には広域連合長に調査報告書として提出をされていますので、今後これについては事務改善委員会で調査報告書の記載内容についてその信憑性についても十分吟味されることを望んでおきたいと思っております。それは、昨日も指摘したように、人件費比率を短期で66パーセント以下にする、中期で63パーセント以下にするなどありますが、その根拠が何も説明されておりません。また、第3回検討委員会では、検討事項

として、ハラスメントが恒常化している、特定少数の職員が誤薬、誤って異なる薬を飲ませてしまうことや、粗雑な扱いでヒヤリハットクレームが絶えないなどの記述があります。本当にこのような事実があったのか、その根拠が一切示されておりません。ところが検討委員会では、このような資料をベースに審議がなされてきているものであり、事実に基づいた事例によって審議がなされてきたのかについても疑問符がついてしまうものであります。業務改善委員会では、この点についても十分、慎重に解明したうえで、審議を行うことを求めていると思っております。

2点目につきましては、7月5日に開かれた臨時職員会議では、デイケアで職員を増やさずに利用者の定員を20人から24人に増やす。そのために1時間職員の勤務時間を増やす。これで一カ月80万円の増収が見込める。リハビリマネージメント加算2を算定できれば、さらに増収が見込める、などと説明をしております。このような計画が、上司の決裁などを得ずに、労働時間の延長契約などの手続きも適正に実施されないまま、実行に移されようとしています。これは決して許されないことであることを重ねて指摘しておきたいと思っております。まず、このような、日常的に越権行為による職員に対する適切な処分と事実の解明など、今後の対応策を検討したうえで、職員や議会に対して速やかに説明をしていただきたいと思っております。ちなみに、平成27年2月の、平成26年度虹の家特別会計補正予算では、通所リハビリ収入609万円の減額補正が行われました。これは、当初予算でこの収入を過大に見込んだため、捕らぬ狸の皮算用に終わってしまったという苦い経験もあるわけです。こういった教訓に学びながら、業務改善委員会ではこういった経営計画についても、慎重な審議を重ねて求めていると思っております。

そもそも虹の家の収入の主なものは介護報酬であり、3年ごとに改定される介護保険の中で、3年度ごとに、それに伴って減額がされております。当然、虹の家の経営のひっ迫は火を見るよりも明らかであります。これを、長期に働く職員の削減によって黒字化しようとする方策自体が、虹の家の運営の最も大切にしなければならない職員の経験、利用者との信頼感など、虹の家の運営の財産ともいえるマンパワーを切り捨てることになるもので、あってはならないことでもあります。運営計画は、人件費の推移も当然組み込まれて計画が立てられてあるもので、運用の一時期に赤字が生じる場合には、一般会計からの繰り入れなどによって、人件費の平準化まで対応するなどの対策は、広域連合理事者の裁量によって方針が決定されるものであります。虹の家の今日の危機的事態の解決には、問題点に対する厳正かつ機敏な対応が求められており、一日も早く、利用者や、そこで働く職員の願いに応えられる虹の家になるよう、関係各位の奮闘を求めて反対討論といたします。

○議長（勝野富男君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。この辺で討論を終結することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

はじめに、議案第22号について、福祉委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の

方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第22号「平成28年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第23号について、福祉委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（勝野富男君） 起立全員であります。

よって、議案第23号「平成28年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第25号について、福祉委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（勝野富男君） 起立全員であります。

よって、議案第25号「平成28年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第26号、議案第27号及び議案第30号について、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

[総務委員長（北澤禎二郎君）登壇]

○総務委員長（北澤禎二郎君） はじめに「議案第26号平成29年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）について」、審査の概要について報告いたします。

審査中委員から、一般管理費のうち、指定管理者選定審査会の予算に関連し、業者選定の競争原理は確保されているのかと質疑がありました。行政側から、公募によることとしているとの答弁がありました。

また、委員から、一般廃棄物処理施設用地の賃貸借について、国際芸術祭のアート作品展示に関連して、作品の公開期間中のみ有償とした理由は何かと質疑がありました。行政側から、国際芸術祭終了後は、土地の使用に制約を受けないことから、制約のかかる期間のみ有償としたとの答弁がありました。

また、別の委員から、計量器付きパッカー車購入に関連して、購入に至った経過と使用方法について質疑がありました。行政側から、白馬リサイクルセンターの基本設計において、施設の運用、経済比較を行い、白馬・小谷の両村の一日当たりの可燃ごみ直接搬入の実績量から6トン車が経済的と判断している。3市村には6トン車を保有する業者がいないことから、広域連合がパッカー車を購入し、業者に貸出し、白馬山麓清掃センターにおいて可燃ごみの収集を行う計画であるとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に「議案第27号平成29年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予

算（第1号）について」報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、「議案第30号平成29年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第1号）について」審査の概要について報告いたします。

審査中、委員からフレンドプラザトイレの便座改修費用の8割相当を負担するとの説明がありましたが、その積算根拠と修繕箇所数について質疑がありました。

行政側からは、多目的トイレ1箇所であり、フレンドプラザの利用実態から、急病センターがほぼ毎日占有し利用している状況にあり、急病センター利用者以外のトイレ使用が少ないことから、大町市と協議のうえ決定したものであると答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（勝野富男君） これより質疑に入ります。

議案第26号について、総務委員長に対し、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第27号について、総務委員長に対して、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第30号について、総務委員長に対し、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第26号、議案第27号及び議案第30号について、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

はじめに、議案第26号を、総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

はい。挙手全員であります。

よって、議案第26号「平成29年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号を、総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

はい。挙手全員であります。

よって、議案第27号「平成29年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号を、総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を

求めます。

(挙手全員)

はい。挙手全員であります。

よって、議案第30号「平成29年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算(第1号)」は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、議案第29号及び議案第31号について、福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

[福祉委員長(横澤かつ子君)登壇]

○福祉委員長(横澤かつ子君) 福祉常任委員より、当委員会に付託されました、議案第28号平成29年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算第1号につきまして報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号平成29年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算第1号について報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号平成29年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算第1号について報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(勝野富男君) これより質疑に入ります。

はじめに、議案第28号について、福祉委員長に対し、ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第29号について、福祉委員長に対し、ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第31号について、福祉委員長に対し、ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第28号、議案第29号及び議案第31号について、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

はじめに、議案第28号を、福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

はい。挙手全員であります。

よって、議案第28号「平成29年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」は、福祉委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

はい。挙手全員であります。

よって、議案第29号「平成29年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、福祉委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

はい。挙手全員であります。

よって、議案第31号「平成29年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」は、福祉委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本8月定例会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ここで、広域連合長のあいさつを受けることといたします。

広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） 8月定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました平成28年度決算の認定並びに平成29年度補正予算案の12議案につきまして、昨日、本日で2日間にわたり、本会議及び常任委員会におきまして、慎重にご審議いただき、ご承認、ご議決賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。

ご審議いただきました内容や、ご意見、ご提言につきましては、今後の広域行政の運営に十分活かしてまいる所存でございます。

広域連合の当面の課題であります、ごみ処理広域化の推進では、北アルプスエコパークの建設工事が中盤に差し掛かってまいりました。今後、いっそう工事の進捗を図りますとともに、ごみ袋の統一に向け条例案の検討を進めてまいります。

不順な天候が続いておりますが、間もなく市町村議会9月定例会が開会されます。議員各位におかれましても、くれぐれもご健康にご留意いただき、益々ご活躍いただきますようお願い申し上げます。閉会にあたりましてのごあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

○議長（勝野富男君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

議員各位におかれましては、暑い中、また公務多忙のところご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

これにて、平成29年北アルプス広域連合議会8月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時56分

平成29年8月24日

議会議長

4番

5番